

平成29年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月8日

招集場所 野洲市役所議場

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 応招議員 | 1番 稲垣 誠亮 | 2番 北村五十鈴 |
| | 3番 荒川 泰宏 | 4番 丸山 敬二 |
| | 5番 岩井智恵子 | 6番 高橋 繁夫 |
| | 7番 太田 健一 | 8番 野並 享子 |
| | 9番 東郷 正明 | 10番 中塚 尚憲 |
| | 11番 上杵 種雄 | 12番 市木 一郎 |
| | 13番 山本 剛 | 14番 鈴木 市朗 |
| | 15番 矢野 隆行 | 16番 梶山 幾世 |
| | 17番 坂口 哲哉 | 18番 河野 司 |
| | 19番 立入三千男 | 20番 欠 員 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|---------------------------|-------|
| 市長 | 山仲 善彰 | 教育長 | 川端 敏男 |
| 政策調整部長 | 寺田 実好 | 政策調整部政策監 (地域戦略担当) | 大藤 良昭 |
| 総務部長 | 遠藤 伊久也 | 市民部長 | 上田 裕昌 |
| 健康福祉部長 | 瀬川 俊英 | 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 辻村 博子 |
| 都市建設部長 | 小山 日出夫 | 環境経済部長 | 白井 芳治 |
| 教育部長 | 藤池 弘 | 政策調整部次長 | 川端 美香 |
| 総務部次長 | 竹中 宏 | 広報秘書課長 | 服部 道和 |
| 総務課長 | 赤坂 悦男 | | |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 立入 孝次 | 事務局次長 | 辻 義幸 |
| 書記 | 吉川 加代子 | 書記 | 佐々木美砂子 |

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 代表質問
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第13番、山本剛議員、第14番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、昨日に引き続き、代表質問を行います。

日本共産党野洲市議会議員団、第7番、太田健一議員。

○7番(太田健一君) おはようございます。

それでは、日本共産党野洲市議団の代表質問を行います。

少し時間の関係で内容を割愛しながら進めていきたいと思えます。

まず1点目ですが、新たに誕生したアメリカのトランプ大統領と日本の政治というのはどのように向き合っていくのかということが、今後の日本の未来に大きく関わりますし、それは強いては野洲の市民の方々の生活、暮らしや平和、そこら辺を主として守っていく責務を背負うということで、そこら辺に関して市長に経過を伺いたいと思えます。

皆さんも報道でご存知だと思いますけど、トランプ大統領が日本に対して在日米軍の駐留経費を大統領選挙中は100%出すべきだと主張していたり、経済に関しても日本のアメリカへの輸出企業に対して圧力をかけようとしていることは、大分報道されています。そもそも日米の軍事や経済関係はこれまでアメリカの言いなりになってきたという経緯があります。内政干渉とも言うべきようなそうしたことがたくさんありました。

そういったことが今の日本の経済とか国民の暮らしに大きく影響してきています。そうしたアメリカ言いなりといったような政治から脱却することがとても大事だということをごらねていただくと、これまでたびたび日本共産党として訴えてきたわけですけど、例えば、昨年、強行採決されました安保法制、これ軍事面に関しても、アメリカから日本の自衛隊を対IS軍事作戦の兵隊に出せと言ってくる可能性も今後はありますし、こうしたアメリカに対してきっぱりと物が言えるという政治に転換していく必要があります。

こうした状況の中で、先日、皆さんも見られていると思いますが、安倍首相が日米首脳会談をトランプ大統領とされたわけですけど、気持ち悪いぐらいにトランプ大統領にこびているような姿がテレビを見てても感じますし、アメリカのメディアでさえも、これだけアメリカ大統領におべっかを使う外国の首脳は今までも見たことがないというふうに、他国の首相と対比する形でその情勢を伝えたりしています。

このような状況なんですけど、そうした今の現状の中で、野洲の市民の暮らしということがどのような方向に向かっていくか、国政というのはかなり市政にも大きく影響しているので、そういった面に関して野洲の市長として安倍政権とトランプ大統領、アメリカとの関係についてどのような見識を持っておられるかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

日本共産党野洲市議会議員団を代表しての太田議員のご質問にお応えをいたします。

まず、アメリカの新政権と安倍政権との関係性についてのご質問であります。申し上げるまでもなく、日本の発展と安全保障のためには良好な国際関係は不可欠であります。中でも、日米関係は近隣アジア諸国との関係と共に、その重要性が最も高いものだと考えております。

そのために、日本の総理大臣がアメリカ合衆国の新政権と良好な関係を築こうということは当然のことであると考えております。

ご質問におきましては、隷属などの言葉を使って批判をしておられますけども、今もご

指摘があったように、先般の日米首脳会談や、昨年にも大統領就任前にも会談がありまして、そういった状況を踏まえてのご発言かと思えます。

しかし、実質の政策レベルではまだ具体的に何も動いてませんので、現時点で客観的な評価をするのは、私としても早いのではないかというふうに思っています。いわゆる個人関係を築くというところにとどまっていますから、これはスタイルの問題ですので、ここで評価をするのは早いと考えてます。

なお、トランプ氏が大統領就任演説で掲げましたアメリカ第一主義、アメリカファーストと言っていますが、これはアメリカ国民の雇用を守るといったこと、あるいは経済ということで、いわゆる国益重視と、ここまで私も、それぞれの国として当然のことだと思いますけども、太田議員はご反対でありますけども、T P Pの一方的な破棄ですとか、W T Oにも及ぶような発言を最近してます。これを突き詰めていくと、自由貿易を阻害し、貿易摩擦、あるいは軍事衝突のリスクも高まる。過去の戦争の例を見てましても、経済から軍事衝突に及んでいますから、そういったリスクが高まると思っていますし、また、軍事費を異常に増大させる、これもアナクロニズムだと言われています。時代錯誤ですし、核兵器への安易な言及もしておりまして、安全保障面でもリスクが高まるのではないかという懸念があります。

さらに、少数者への差別的な発言とか移民政策の変更、この移民政策に関しては、日本は先進国の中では独特の制度をやっていますから議論できる立場にはないと思いますけども、いずれにしても人権に関しては懸念すべき発言とか対応が見られますので、こういった事柄に関しましては、今後、政策レベルで安易な同調をしないような態度を期待したいというふうに考えております。

以上、答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） これからということで、注視して監視していきたいと思えます。

次に進みます。

野洲の市政はこれまで透明、公正性を掲げて連ねてこられたことを大きく評価していますが、国政においては、それと全く逆の動きで、例えば、戦争法における安保法制の強行採決も行われましたし、そういったように国民そっちのけの政治がますます加速しているように感じています。

その一つの動きとして、テロ対策名目で安倍政権が今国会に提出しようとしている共謀

罪法案に注意していかなければならないと思っています。

この共謀罪は、国会で議論がされていますけど、現行法の中でテロ行為では犯罪に関しては取り締まることができるので、新たな法案をそもそも作る必要がないと考えます。政府が共謀ではなくてテロ等準備罪というふうに名称を変えたのも、国民の目を欺く印象操作に過ぎないと思います。

危惧することは、この共謀罪が国会決議されてしまうと、一般市民の会話も捜査対象になるということ、これは国会議論の中では否定はされてないので、そうしたことが懸念されますし、人権に関わるすごく大きな問題であるのに、処罰の対象がその当時の時点では限定されてなくて、今ちょっと刑罰に科そうというのが国会の中で出てきましたけど、要するにテロとか東京オリンピックを口実に物言えぬ監視社会というのがつくられていく、それを目指しているということで危険きわまらない状況だと俯瞰しています。

このように安倍政権下で過去に秘密保護法、そして拡大盗聴法などが強行されてきましたけど、先ほど言いました物言えぬ監視社会、これの総仕上げみたいな感じで、この共謀罪が今回通そうとされていますが、これは明らかな憲法違反だと思います。そうしたことが野洲市民のさまざまな活動にも大きく影響を与えていくと考えますが、そこら辺に関しての市長の見解をお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の共謀罪に関する法案についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問は、今国会に提案されている、報道されているわけですが、組織犯罪処罰法改正案に関してだと考えます。報道では改正案は、2000年11月に国際連合総会で採択されました。今もご指摘ありましたように、国際組織犯罪防止条約実施のための国内法を整備するという名目で、この条約を締結するためには国内法を整備が必要だという論理が一つ、大きな柱になっています。

法改正は、ご指摘の共謀罪の議論をめぐって、これは過去3回廃案になっていますが、今回要件を変えまして、今もご指摘あったように、テロ等準備罪を申請する方向で、これも報道がされてきましたけども、直近、昨日もニュースにありましたように、与党内に示された法案、まだ国会で議論というか、まだ内閣を通過していませんので、私たちも報道でしかわかりません。そこにテロが入ってないということで与党内で物議を醸しておるとい状態ですので、この場で私どもがまだ具体的な内容が明らかでない段階で評価をするの

は早いのではないかというふうに思っております。

なお、ご存知のとおり、外務省のホームページにこの国際組織犯罪防止条約の和文として、日本語訳が掲げられていますけども、なぜかここに国連のホームページには掲載されている正式文書である採択時の事務総長、これはコヒアナさんですけども、条約全文があります。これ、省かれているんです。ここには人権擁護、寛容、多元的共存、恐怖及び欠乏からの解放、安全と尊厳などの概念がきちっと位置づけられてまして、今この条約の狙いはそれを守ることだということになっています。

今の日本の議論は、太田議員がご心配されているように、そのところがきちっと抑えられてないというふうに思います。

この条約の骨格は、犯罪として位置付けるのが重大な犯罪を行うことの合意、または組織的な犯罪集団の行為の活動への参加、資金洗浄、いわゆるマネーロンダリングですね、F I 行為、司法妨害となっており、人身や薬物の国際取引、そしてマネーロンダリングですね。ましてやテロ行為、こういったことを国際連携で厳格に防止することは絶対必要ですけども、それは何のためかという、この全文が言っているように、人権、思想・信条・表現の自由を守るという本来の目的達成のためであるので、今後、やはり、本と末が転倒しない、角をためて牛を殺さない議論が広くされることを期待しております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 本当に市長のおっしゃるとおりで、そうした議論をしっかり積み重ねる、まあ、見てると、どうしても水面下でどんどんどんどん進められて、ぱっぱぱぱ決められているというのが、これまでの国会を見ててもあるので、野洲の市政は、先ほども、私たちも評価していますけども、本当に透明、公正、公平性をされていますし。

昨日も代表質問の中でたびたび話に出てきましたけども、豊洲の問題であったり、森友学園の問題なども、それこそ国民の知らないところで、ああいったことが行われている。野洲の市政に関しても、過去に市長が就任する前のいろんな事件、宿題をされているということをよく言われてますけど、そういったことから、これまでもずっとされてきたんだと思うと、幾ら頑張っても世の中よくなならない、日本よくなならないと感ずるので、今の市政、透明性、公平性を貫かれて頑張っていってほしいと思いますし、こうした国の動きというのも、先ほどと一緒に注視して、声を上げられるときは上げていてもらいたいと思います。

3点目に移りますが、国の地方財政計画が示されていますが、2017年度は前年度と比較して、0.7%増の4,011億円となっていますが、社会保障の地方負担増が4,700億円となりまして、国との関係としては実質はマイナスとなります。

この地方財政計画は市民の生活に直結する重要な予算であります。その中で、まち・ひと・しごと創生事業は前年度を維持したい1兆円が計画されています。

そもそもこの地方創生の予算は、地方自治体が必要な施策に使えるという自由度がなく、国が認めた事業しか採択しないという点においては課題がある上、地方の財政を締めつけておきながら、地方創生を進めようという矛盾があると思います。本来ならば、もっと地方に対しての財源確保を担保して地方に権限を与えるようにしていくべきであると考えます。

そうした状況ではあります。昨年度末にちょうど今時期ですが、この地方創生のための交付金が事業申請ということで、4,000万から8,000万ということがありました。その中で、例えばオクトーバーフェスト、ジャズフェスであったり、ひまわり迷路であったり、街路灯の整備であったり、フォーラム等の費用に採択された内容の中で活用されました。

不採択となった事業に関しても、その中の6つの事業は市単費で実施されている最中とあって、これまで野洲市としての課題であった事業の財源として活用されて、一昨年度からの継続の事業としてさらに発展した内容もあって、評価しています。

来年度も同額程度のこの地方創生の予算が国から交付される予定であるとは聞いていますが、どのような形で補助となるのか。例えば、昨年と同じような事業申請の形式となるのかどうかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 太田議員の地方創生関連の予算のことについてお答えをさせていただきます。

まず、平成29年度の国の地方創生関連の予算につきましては、現時点で把握している限りでは、28年度に創設された地方創生推進交付金を引き続き措置するという方向で進められております。

取り扱いにつきましても、示されてる案では平成28年度の取り扱いと同様になる見込みであるということですので、申請手続につきましても同様の取り扱いで自主的・主体的、そして先導的な地方創生事業について地域再生計画を市の方が作成をして、申請

を行う。それを内閣総理大臣の認定を受けた上で、さらに交付申請を行うという手続、28年度と同様であるというふうに確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 地方創生の交付金を活用しない場合でも、それは別として今回の予算の中に今再びオクトーバーフェストであったり、ジャズフェスや花火大会など継続してこそ、価値の高い事業に関しては予算計上されておられます。

不採択となって、市単費でも計上されなかった前回の不採択になって計上されなかった琵琶湖の保全と活用事業の中の、例えば、湖を守る里山保全プロジェクトであったり、家棟川流域観光船プロジェクト等の環境に対する事業は、現時点ではどのように検討されているのかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今回の市単費でも実施をしてないという事業についてということでございますけれど、まず、この交付金を活用した事業について、昨年2月あるいは4月の全員協議会の方でもご説明をさせていただいたと思います。

それと、昨日、別の質問に対しての市長の答弁の中にもありましたように、この交付金そのものが中長期的な市の課題を解決していく、それに際して、今回のその地方創生のシステムを活用していこうというふうな趣旨で計画をさせていただいたということで、もともとが財源の都合により着手できていない課題の解決であったり、あるいは今後のまちづくりを展開する上で布石となるような取り組みを戦略的に位置づけて申請したというのが根本になっております。

今、お示しをいただきました事業につきましては、ご説明がありましたように、交付金事業では不採択、それとまた、優先順位の観点から市単独事業としても予算づけは行ってこなかったというふうになりますけれど、市にとりましては環境保全の面、あるいは観光振興の面においては両方とも重要な施策であるというふうには認識をしておりますので、今現在、それぞれの所管課の方で検討あるいは対応を行っていただいているというふうな状況でございます。

例示をさせていただきますと、まず、里山関連のプロジェクトの方向では漁民の森づくり事業、今年ですと、今週土曜日に開催をさせていただく事業、あるいはいのししの侵入防止柵の資材提供であったりというのは、事業として実施をさせていただいておりますし、

また、「家棟川流域観光船プロジェクト」の関連では、現在パブリックコメントを実施しております観光指針の案の中でも、滞在型の観光資源として位置づけをしておりますので、その中で活用方策などは検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） そもそも市としてさまざまな施策をこれまで考えてこられて進めようと、実際、進んでいるのもあって、現状の中で考えておられるところに国の予算がつけば問題ないというのが一番使いやすいですけど、現状は、市長もよく言われていますけど、なかなか自由度がない。使い勝手が悪い。昨日の代表質問の中でも、そういった答弁を聞いていますけど、本来ならばそうした自治体が課題としていることに、交付金をつけるなりということが、やっぱり、そういう仕組みというふうなのが一番重要だというふうに思います。

今回は申請されてないということは、昨日担当課に聞きましたので、その理由はわかったので、他の保障金、交付金というものを活用してということも言われていたので、そこら辺も利用しながら、活用しながら進めていってもらいたいと思います。

4番目ですが、公共施設等適正管理事業債が3、500億円、地方債で9割充当で新設され、既に市から野洲市公共施設等総合管理計画案が出されています。公共施設の老朽化や稼働率、人口動態、財政見通しなど、客観的な手法で将来の再編や統廃合が検討されていますが、公共施設は市民の共有財産という視点で実施計画が具体化されるべきであって、決してコストだけで削減されるべきものではありません。地域の声をしっかり聞く中で進めていく必要があります。

市全体の統廃合の素案としての方向性を尋ねます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公共施設のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

公共施設につきましては、昨日もお答えしましたように、集中改革プランというふうに合併して、それぞれの施設のあり方について一段の検討をしています。

その後も、検討を続けていた中で、国の制度が出てきましたし、この制度の裏には廃棄、除却するときに起債がきく、実質補助金が来るということもあって、できるだけそのシステムを使おうということで、計画を策定いたしました。市の方針としては施設をどうするというより、サービス重視ですので、公共施設は市民の貴重な共有財産ではあるんです

けども、施設、ハードウェアに着目しすぎると、本来の市民生活のためのサービスを見失いますので、子育て支援ですとか教育・文化、あるいは福祉、スポーツ振興と、こういったソフトのための施設という視点から、ソフト中身重視で施設のあり方を考えるというのと、もう一つは、そういった意味で必要な施設も向上的に定期的に提議をしておかないと、今回も急に祇王と篠原コミセン、大きな巨額な琵琶湖改修を行いますけども、できるだけ見通しがある施設維持管理をして平準化をするといった両面で、大きな方針で公共施設のあり方に臨んでいきたい。ですから、サービスが必要なのに、安易に施設にお金がかかるから施設を廃棄するとか統合するとかいったことは、原則として一切行わない方針であります。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 昨日も、たまたま近江富士団地の自治会長、連合会長が来られて、要望書が出されたという説明もされましたけど、去年もこの件に関して取り上げさせてもらいまして、地元としてはソーシャル施設が、野洲市全体ではいろんな課題があると思えますけど、近江富士団地に関しては桜橋会館解体の課題があったというのもわかりますし、解体される方向性というのも致し方ないのかなと感じましたが、現実になかなか、高齢者の方が増えられる中で集まれる場所がなくて、かといって、自治会館を建てようと思っても、年金暮らしの人がどんどん増えていって、今後も増えるので、その中でなかなか自治会費も本当に集まらない中で、自治会館の建て替え、条件はあるとはいえど、建て替えとなると、なかなか厳しいという現実もあって、その中で昨日もそうしたような要望が出されたんだと思いますが、そうした課題もあります。

中主エリアに関しても、昨日も市長が言われていましたけど、老人憩の家の幾つかが用途廃止の方向ということも書かれているので、そこら辺も課題がたくさんあると思いますが、そこら辺はまた東郷議員の一般質問でさせていただきますので、そこでお聞きしたいと思います。

次に5点目に移ります。農業分野に関しては、国は農地の集積・集約化を加速させ、米の生産調整と交付金の廃止によって、政府が米の自給に全く責任を負わなくなる事態が予測されます。農地の集積・集約化を加速という点においては、政府は民間の企業の参入を推し進めようとしていまして、米の付加価値を上げて海外に輸出することで、農業の発展を掲げていますが、個人の農業者ではなかなかハードルが高すぎるように思います。

となると、民間企業しかそうしたことはできなくなり、さらに地域の農業が衰退してい

くという負の連鎖に歯止めがかからないようになると思います。

さらに、この議会で農業委員の公選制から任命制に変わる提案が出されていますが、この国の大きな方針転換により、政府の農政に対する制約が強まり、農業者の民主的な機関という性格が骨抜きになる可能性があります。

地域農業は地域で守るということを基本にした取り組みが必要です。そもそも、基本的にはこれは悪法であるとは考えますが、国の方針の中にも若者や女性など農業に関わりがない人が農業委員になることも目的とされてる点においてはよい部分もあると感じています。

例えば、食育に関心のある人、地産地消に関心のある人、放射能残留に関心がある人などなど、地域農業を守るだけでなく、さまざまなことを提案できる人がこの農業委員に入っていく必要があると考えます。

野洲市の勧める農業施策と国の方向性に大きな乖離が今後も広がっていく、地域農業を守っていくことが困難になっていくことが予測されますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 結構、幅広く農業施策の転換にご質問をいただきましたので、まとめてお答えをいたします。

まずは、米の生産調整ですけれども、これは本来は産業であれば生産者自ら、あるいは生産団体自らが行うべきものなのですが、従来から、いわゆる戦後の食糧難から供出という形で、逆に国が生産者から強制的に出させてきて、他に販売させないという制度から延長してきて、今日は逆に米余りだから生産調整をすることによって、いわゆる共倒れを防ぐという制度になってきました。

その裏には補助金が動いていましたので、それに耐えられないということで今回の、ある意味ではしご外しになっていますので、これまでの一方的な過保護をいきなり外すというようなので、これは生産者とか農業団体にとっては厳しいことだと思います。

だから、それをどうするかというと、やはり一つは大事なものは、的確な情報を公開して、生産者なり生産団体が自ら本当に生産調整ができるかどうかはありますけれども、まずはそこへ転換していく必要があります。現に市内でも生産団体も既に自ら情報を得たり、あるいは商社と結んで、販路を確保しておられる団体もありますし、若手の農業者も独自にそういう取り組みをしておられるので、決して、展望はないというものではないと思います。

それと一方で、食糧の安全保障という観点で、食料自給率を国が定めていますし、もう一つは産業転換では他の産業でも経過措置として、さまざまな支援策がなされています。産業として成り立たない状態が他へ転換する場合、職業訓練ですとか、融資だとかされているのに、今回の農業、ゼロではないんですけど、そのあたりも手薄であるので、是非そこは国にも求めていくと共に、市の農業振興計画の中で支援ができるものについては取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） そもそも大事なところを押さえなければいけないのは、現状に至った経緯は、海外からの輸入米と、これまでも言われるがままに入れてきて、農業が衰退してきたということが一番の原因だと思うので、そこら辺も押さえながら考えていくべきだとは思っています。

米の生産調整が配置されるということで、今年が最後ということで、来年からが、要するに交付金がもうなくなるわけですから、来年から一番の課題なんですけど、その件に関しても今、2つ目の質問に関してもご答弁いただいたので、そこら辺もしっかり押さえてもらって、野洲市の農業というのを考えていってもらいたいと思います。

農業委員に関しては、昨日も議案質疑の方でさせていただきましたけれど、やはり公募がないという点に関して、やはり、ちょっと問題があるんじゃないかと思うので、その点に関しては、またこれも一般質問で東郷議員がされるので、そちらの方でお聞きしたいと思います。

次、6点目ですが、平成27年8月28日付けで総務大臣から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」という通達文書が各自治体や議長宛てに送られてきています。その内容の一つに、行政サービスのオープン化、アウトソーシング等の推進とあって、具体的には民間委託の推進、指定管理者制度の活用、地方独立行政法人制度の活用、自治体窓口業務の見直しなどが盛り込まれておりまして、徹底的な合理化を推進するものとなっています。こういう通達が来てまして、いろんな内容が指針として書かれています。

野洲市はこれまで市の責任を持った運営のために、例えば、文化・体育の施設管理を文体事業団から市の直営に戻したり、現在進められている新病院建設も直営での計画となっています。こうした国の方針とは逆向するような市政運営には映りませんが、一貫した透明、公平性の上で、地域の実情をしっかりと把握した中で、市民の声にも耳を傾ける姿勢は地方

自治体の責務を果たしていると、大いに評価しています。

しかし、例えば自治体情報システムのクラウド化は情報漏えいの危険性が拡大している懸念があり、マイナンバー制度も問題が多く、制度として住基カードのときよりも進まない中で、今年の7月の情報連携システムによってより管理が徹底されるおそれがありますが、こうした情報漏えいの危険に対してどのような展開と対策を講じられているのかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 情報漏えい対策のご質問でございますけれども、マイナンバー制度による情報連携システム、これにつきましてはL G W A N回線、これは自治体専用の回線でございますけれども、これを使用しておりますし、また情報連携を行う際にもマイナンバーそのものによる連携は行わずに、個人番号から生成されます符合を用いて、通信を行いますので、マイナンバーが漏えいするということとはございません。

また、その通信につきましても暗号化をされておりますことから、万一、傍受をされたといたしましても、その内容からマイナンバーをはじめ、個人情報が入るといったことはございません。

また、本市の情報漏えい対策でございますけれども、住民情報を取り扱う基幹系ネットワーク、これはインターネットとは完全に分離をしておりますし、端末への静脈認証装置の導入でありますとか、あるいはまたシステムを使用する職員の権限、これを限定してセキュリティをする。

それから、のぞき見防止フィルター、横から見えないように、そうしたものとか、ついでに設置、あるいはまたU S Bメモリーなど、外部の記憶媒体機器の接続制限といった対策を施しております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 情報漏えいはないということを言われてましたけど、情報漏えいが全くないということはないのではないかと。世界的に見ても、ハッカーによる侵入があったり、さまざまなことが危惧されています。危険なことは情報が集約されているということに漏えいした場合のリスクが高いということが課題だと思います。その点はちょっと指摘しておきます。

マイナンバーに関してなんですけど、これは会派勉強会の中でも、現在の進捗状況をお

聞きしましたが、野洲市も近隣の自治体も、まだ今の時点で1割以下という普及率。その中で、この議会にも陳情書が出ていますが、マイナンバーを事業者が記入することによってのリスクは、ものすごく事業者としても高い、個人情報を取り扱う、市も同じ立場になるわけですが、そうしたものを取り扱うということで、本当に大変だということであんなマイナンバーを記入することをやめてほしいということや議会に関しては意見として上げてほしいということで、提携して今出していますけど。

そもそもマイナンバー制度が問題あること、これまでもたくさん話してきました。別に国民、市民が望んだものではなくて、要は国が税金の取りっぱぐれをなくするため、それと、一部のこのマイナンバーに関わる企業がもうけしているわけですが、そういったものために導入されているので、そもそも多くが望んでいるものではない。そういった中で危険な情報が集約されてるマイナンバーを持ち歩くという危険性を、やっぱり市民の皆さん思っているから普及していかないというのは、当然のことかなと思います。

そのことを記載することが法的には義務にはなっていない、法的には書かなければならないということにはなっていないんですね。商工新聞にあるんですけど、3月6日の新聞なんですけど、愛知県で住民税の特別徴収決定通知書、特別徴収義務者用にマイナンバーを個人記載する方針を撤回ということや求められて、全自治体が番号記載の見直しを検討するというふうには答えているとあります。

要は、いろいろ読んでみると、税務署にしても行政にしても、マイナンバーをいろんな書類に、最近導入された制度なので、厚労省の方から書かなあかんって、法律やからみたいな感じで認識をしていたから、市民、住民に書いてもらわなあかんと思ったけど、ようよう調べてみたら、これは法的には決まってないので、思うに書きたくないという場合は書かなくてもいいと。事業者からすると、従業員が書かないのに行政とかそういうところに提出しなあかんというたら、個人情報の漏えいや問題やということで訴えられているということがあるので、そういった問題があるので、例えば、東京の中野区では個人番号欄にアスタリスクを印字するということを決めていたり、他の自治体でも個人番号の記載そのものを行わない方針ということをしている自治体もありますが、そこら辺、野洲市においてもそういった取り組みというのはすごく必要だと思いますし、少なからず市民に対して、私も年末に給与関係のことで議員全員書きなさいということや一応書いたんですけど、疑問には感じながらね。そこら辺も、別に書いてもいいんです、書かなくてもいいです、義務ではありませんということや伝える必要があるのではないかなと思いますけど、その点

に関してどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 市の各課窓口への法定使用への個人番号の記載についてなんですけれども、これは本人の同意を得まして、記載をお願いしているものでございまして、決して強制ということではありません。各法令で書類へのマイナンバーの記入が必要とされているものについては、義務でない旨、説明して各課で対応しているということでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 7番目ですが、国民健康保険財政の広域化に関してですけど、方向として今いろんな検討をされていて、こういった資料もいろいろ読ませてもらっているんですけど、要は綱領の統一化ということが、今後、統一化された時点で統一ではなくて、今後の方向設定として出されているんですけど、やはりそれぞれの自治体の事情もありますし、統一化ということで問題が多いので、そこら辺は市町の裁量権を生かして、国保の全県統一化を行うべきではないというふうに考えますが、その件に関してはどのようにお考えになりますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新しい国民健康保険制度、平成30年から始まりますけども、この制度は都道府県単位での広域化になっていますが、都道府県で広域で統一をするとどうかということですが、今の制度では統一はできないだろうと思います。中途半端な制度になっていますから。統一をするのであれば、私ども市長会で議論したように、後期高齢者でやっているような連合制にするか、都道府県が単一の保険者になるか、野洲市のやっていることを滋賀県が全市町を対象にして、だから、県民全体を対象にしてやるかでない駄目ですので、少なくとも35年まではできないと思います。

それともう一つの論点は、統一化するというのはいくつかの要件ですけども、サービスと給付、そして利用、これは均一でなければ料金だけが統一されていると、医療サービスが住民じゃなくて、医療費が少ない方が結果的に高い統一料金を払うという問題が生じますし、そもそも県との会議でも私言っているんですけども、どこへ統一するのかということです。統一が目的、今、滋賀県も何か最初は統一化に否定的だったんですけども、にわかには統一、統一と言っているんですけども、実のところは35年までは無理と言いながら、今、統一する

と言っているんですけども、どの水準で統一するかということの方が重要ですので、統一化は否定しませんけども、現行制度といいますか、30年から始まる制度の中での統一化はあり得ないというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） この検討されている件の資料の中に、自治体別ごとのモデル世代の保険料及び1人当たりの県税、結果試算というのが出てまして、決まりではないですけど、それを見てますと、何自治体か引き上げのところがあります。その中に野洲市も入ってます。要は、保険料が上がる可能性があるということなんですけど、このまま進んでいくと、このとおりになる可能性もありますし、そもそも先ほど市長は統一化は否定的ではないと言われましたが、私たちも統一化そのものはやはり問題だと思っているので、こういうことも今後の進んでいく方向を見て、やはりそもそも野洲市の保険料が高いということで何度も引き下げを求めていますけど、法定外繰り入れをなくされましたけど、それを復活させたり、減免制度とか市の独自施策ということを行う必要が今後さらにあるんじゃないかと思いますが、それに対してのご見解をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 制度への法定外繰り入れに関しては従来から申し上げてますように、これは保険としての市町村が行っている事業です。

30年からはそれも県域レベルでやろうと、何もそここのところは変わっていませんので、他の県を利用しておられる方との公平性を考えても、そこに単独で市町が財源を一般的な税財源から繰り入れるというのは好ましくありませんし、はっきりと新制度では法定外繰り入れはしないという方向が出されていますので、現野洲市がやっている方向で取り組む方向になると考えます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 8点目ですが、今年の4月から後期高齢者医療保険料の特例軽減が縮小されます。この特例軽減とは所得に応じて払う所得割の5割軽減ですが、これが2割となり、扶養家族だった人の9割軽減が7割と減らされます。75歳以上の国民全体では187億円もの負担増となります。

国の方針として、来年以降もさらに減らすと決められていることから社会保障の改悪に歯止めがかからないような状況でもあります。この特例軽減の縮小に影響する方々が市内で何人おられるのか、影響額として幾らぐらいになるのかを伺います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、後期高齢者医療保険料を特例軽減の縮小により影響を受ける人数とその影響額についてのご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療の保険料につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合の方で賦課決定を行っておりますので、こちらの方が試算した数字がございますので、これにより回答をさせていただきます。

平成28年12月2日時点でございますが、被扶養者の特例軽減により均等割額が9割軽減に該当している人数でございますが、これが752人となっております。このうち156人につきましては、引き続き、低所得者への軽減制度により、均等割額が9割軽減に該当します。これを除いた596人が影響を受けることとなります。影響金額については、約450万円となります。

また、所得割の5割軽減に該当している人数は607人で、2割軽減に見直された場合の影響額は470万円となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 扶養家族のライン、要するに年収幾ら以下の人を扶養家族とするのかを伺います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 後期高齢者医療における被扶養者の特例軽減、現行制度でございますが、こちらについては社会保険等の被用者保険の被扶養者であった人が後期高齢者医療に加入された場合に、その場合にその後の所得金額にかかわらず、所得割額が課されず、また均等割額については9割軽減の特例を適用されるものでございますので、現行においては被扶養者の収入によって所得判定を行うものではございません。

なお、この基準につきましては、特例軽減の経過措置期間中、並びに特例軽減の廃止後においても変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） そもそもこの後期高齢者医療制度ということが天井知らずに保険料が上がっていくとか、高齢者いじめであるとか、これも昔から何度もこの制度そのものに問題があるということは訴えているわけですけど、国の制度である以上、なかなか地方

自治体でどうかというものではないと思いますけど、こうした高齢者の負担軽減のために市として独自の施策が必要と考えますが、その辺に対しての見解をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 高齢者負担軽減のための市独自施策についてのご質問でございますが、後期高齢者医療制度は広域化後の国民健康保険制度とは異なり、滋賀県後期高齢者医療広域連合を対立の保険者として、県が全市町が統一保険料率で賦課を行っているものでございます。

このため、公平性あるいは公正性の観点からも保険料負担の軽減のために、市町が独自で施策を講じることが不適切であると考えているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 9点目ですが、発達支援センターについて、計画されていた人権センターへの移転はさまざまな課題があるということで断念されましたが、現時点ではどのような検討になっているのかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 新発達支援センターの検討状況についてのご質問でございますが、新発達支援センターの人権センター施設を拡張いたしました施設整備につきましては、いろいろな課題がございましたことから整備を一旦取りやめとしたところでございます。

現在は、市内の市有地を対象といたしまして、新施設の整備の選定に向けて調査を進めているところでございまして、現時点では工事の選定までは至っておりません。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） ということは、移転先がまだ決まっていないということは発達支援センターの今のとこの跡地利用というのがどうかなと思うんですけど、昨日の市長の代表質問答弁を聞いていたら、病院関係の話で駐車場としての利活用も検討していると言われたので、そうなのかなということは、昨日の時点で認識をしたんですけど、人権センターはもともと移転しようとしたけどやめました、人権センターそのものはどのように利活用を考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 人権センター、旧総合センターの跡地利用、あるいは発達支援センターの跡地でございますが、こちらにつきましては公共施設等総合管理計画及

び、引き続き、策定をすることとなります個別施設計画の中で整備していきたいと考えております。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 10番目ですが、医療費の無料化の拡大について、これまでも何度も署名も出させていただき、中学校卒業までということで訴え続けさせていただきましたが、実現はしていない状況です。

そういった状況の中で、昨年の11月議会で小学校3年生までの医療費の無料化ということが請願が出されて可決しました。議会で初めて。これまで反対されていた方も賛同していただいて可決したわけですが、法的な拘束力があるわけではないですけど、それはすごく重いことだと思うんですね、議会の中で請願が可決されるということは。

それを行政として受けてどのように感じた、考えたということもお聞きしたいし、これを、やはりすごく市民の総意、多くの市民が思われているということは受けとめる必要があると思いますが、その点に関してどのように思われますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いわゆる福祉医療費の拡大のご質問にお答えいたします。

金額も聞いていただいていたんで調べました。試算を申し上げますと、平成27年度の国民健康保険の被保険者の通院医療費を基に試算いたしますと、中学生までを助成をいたしますと、1億1,000万、毎年必要になります。小学校3年までで4,200万、毎年必要になります。あわせて、いわゆるペナルティーがあります、国民健康保険事業において国庫負担金が減額されますので、これが中学3年までですと、毎年180万減額、小学校3年までですと70万でございます。

本市におきましても、病院問題、大きくなるまで、平成22年ぐらいから検討して24年度には小学校3年まで無料化しようということで、大分決定をしまして、4市で調整に入りました。当時、栗東市が財政難ということで前の市長のときに、むしろ逆に500円、1000円をいただいております。

そこに合わせに行くということで、4市で意思決定をして調整をしたんですが、なぜ4市かといいますと、少なくとも守山、野洲市会は統一してほしい、できれば4市の市会で統一してほしいと。これは昨日、野並議員がおっしゃったように、介護保険の緩和ケアで料金が違うようになっています。これは、私もとんでもないことだと思いますが、本来はやはり統一料金であるべきなので、統一しようと、手続を一緒にしようということで調整

したんですが、ある町がその時点でまた市議会を設けられて、市民から反対意見が出てきたと、市議会の総意として反対ということになったので、そこで壊れてしまいました。

私としては必要だと思ったんでやりかけたんですが、そこでいわゆる出鼻をくじかれています。ただ、現在の状況では病児・病後児保育、今年から始まります、4月から。それで約1,500万要ります。

それと、やらない理由を述べるわけではないんですけども、正にこれやり繰りでやっていますから、学童保育も土曜日を検討して、できるだけ1年以内の検討でその次の年からやりたいと思っていますし、あと、三上子ども園、まだ残っています。それと、中主の小学校、これは実質改築しないといけないと思います。そして、北中もかなりの大規模改修があります。

そこに従来からお示ししていますように、野洲は学童全員6年生まで受け入れてくれる、これは県内でも有数です。昨日も給食費を無料にしたらどうですかとおっしゃっているんですけども、野洲は中学校まで直営で守って良質の給食を出している。これも県内で有数です、6年生まで直営でやっているのは。

それから、学童は完璧です。そして、昨日もえらく評価いただきました、岩井議員の方からいただいた、独自にスクールソーシャルワーカーを入れたり、加配の先生、これだけで、だから、どこか削ってもらったら幾らでもいけるんですけどね、小学校の無料化ぐらいは。でも、今の水準を落とさないでやろうと思えば慎重にやらざるを得ない。

だから、決議は重いと思っているんですけど、どなたかが財源を乱すのは執行部やおっしゃったんですけども、これはそういう話ではなくて、おまけに新病院をつくるという大きな課題がその後出てきています。

だから、私としては市長だけ悪者で、議員さんだけがいい者と、今なっていたいでいるんですけども、一緒に考えて下さい。1億円の病院の目処は大体立っていると思ってます。クラウドですとか電気代の削減で。でも、やはり、今これ、免疫がかなり弱っている状態の野洲市、病院という大きな事業を抱えて、私は十分可能性はあると思ってますけども、半分の議員が反対されていると、おまけに半分の市民が反対されているとまで言っておられる議論がここでされている中で、医療費の安易な無料化は、毎年1億とか4、5千万が恒常的に必要になるわけです。

市民サービスでお金で済むものよりは、学童というのは職員も協力してもらっていますし、指導員の方に協力してもらっていますが、システムなんですね。医療費の無料化と

いうのは財源さえあればできます。給食も同じことなんです。無料化するのには財源さえあれば済む。でも、この今直営できちっと中学校まで給食を供給しているというのは、これはシステムです。これは野洲市が頑張っているわけです。あるいは学校の特別支援なんかも県内で有数です。

それと、児童虐待も、これは専門家が本当に褒めてぐらいに県内、国内で有数なぐらいに問題発見、きめ細かい対応をしています。ここにも専門職を入れている町は滋賀県でも少ないです。野洲市は専門職入れてあるんです。

こういうこと全体を考えると、言うのは簡単ですけど、そう簡単にやるのではなしに、やはり病院の目処が立つとか、今の病児・病後児保育が軌道に乗り出した段階で、私としても、そのときに市長をやっているかわかりませんが、取り組むべきもので、決議をされた、議決をされたから、「はいはい」というふうには思っていない。

ただ、皆さん方の意思是重いので、私も皆さん方より先に取り組もうと思っていたぐらいですから、大歓迎ではありますけども、今の野洲市の状況を考えると、安易に手を出すようなものではないというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 市長は病院建設に向けてもう粘り強くされているので、医療費の無料化に関しても、現段階ではなかなか厳しいと言われておりますので、粘り強く実現の方向に、私たちも当然粘り強くこれに向けていきたいと思うので、頑張っていきたいと思っております。

学童保育に関しての、次、11番あったんですが、実施の時期は1年以内ということ、質問に書いていたんですが、言われたので、これを具体的に全ての学童保育所でされるのか、料金について具体的な内容、どのように考えておられるのか、わかれば教えて下さい。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 学童保育の土曜日の開所、改変は従来からも検討していました。一定のニーズがあるというのがわかりました。保護者からは私も直接お話をしていますけども、全ての学童保育所でやってもらう必要はなくて、学校ごととかあるいはある程度まとまった形でもいいと、はっきり保護者の団体からもそういうことを言っていたので、来年度といいますか、この4月から条例に基づく検討会を持っていますので、これは保護者も運営側も両方、専門家も入ってもらっていますので、そこで2回ほどきちっ

と検討した上で、どこでサービスを、どういう形で協議をしていくかというのにも検討いたしますし、料金に関しましても、当初から実質経費の半分というルールを設定していますが、土曜日の場合、それで負担が軽くいけるかどうか、ということもあります。

ただ一定の、高額になると仕方がないとも、保護者の、全部じゃないですけど、団体との協議でも聞いてますので、原則としてかかった経費、補助金とか何かを除いた実質経費の半分を負担いただくというルールを原則としつつ、過大な負担にならないような料金設定をその中で検討してみたいというふうに考えています。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 次の12番目の質問ですが、コミュニティバスについてなんですが、今後、野洲駅周辺整備であったり、野洲市病院建設、さらにはクリーンセンターの余熱の利用施設の整備等も踏まえて、利便性の向上に向けて、コミュニティバスの路線拡大ということを進めますということが市政方針の中にも書いていますが、どのような検討を進めていくのか、具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） コミュニティバスの路線拡大を含む見直し検討業務をどう進めるのかという内容なんですけれども、当然のことながら現状と課題の市政ということでございます。

まず、実態調査、これは乗り込み調査が必要かなと思います。それから、利用者の方のご意見、そして運行业者などの関係者ヒアリング、自治会等のご意見もお聞きしたいということ、路線全体のバランスの評価をするということでございます。

それから、整理をいたしましてから、おっしゃいましたように、いろんな新しい施設余熱利用とか、市民病院ということもありますので、そちらの運行改善に向けた検討として路線図の問題とかダイヤとか、バス停がどうなのかというようなことを、改正案をつくって、それから車両の体制、この体制の中には現在28年度にバスを更新しましたがけれども、その中で三上コースが残ってますので、それも含めて、車両更新計画をするということでございます。ま、た乗っていただきやすい、いわゆる利用促進の面についても考えていければなというふうに考えてございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） これ、会派勉強会の中でも質疑がありますが、予算計上されているコミュニティバス運行見直し等検討業務として1,490万円の額が出されているん

ですけど、野並議員の方からもちょっとこんな高いんちゃうかというのを会派勉強会の中で、何に使うのということがあった旨、この額の根拠をお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今、申しました業務の内容を専門業者さんをお願いいたしまして、見積もりをつくっていただいた金額が1,490万という額です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） もう一点、先ほど、三上コースの中型バスに関しても検討されるということでしたが、今回計上されていませんが、会派勉強会の中には中型バスの耐用年数が経過していて、替えていかなければならないけど、今現状でなかなかそうした中型バスそのものがないということで、今は電動車椅子での利用者も中型バスを利用されているということで、なかなか他の循環バスのように小型化できないということもあると思いますが、そこら辺はどのようにしていくのか、具体的にわかれば教えて下さい。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今、お話しいただきましたように、現在7年目ということで約53万キロの走行距離となっています。ただ、他のコミュニターのやつと違いまして、10人乗りのやつと違いまして、バス用ですので、耐久性そのものはありますが、現在も同じものを更新しようとしても製造元で生産中止となっておりますし、パーツも年々厳しい状況にあるということでございます。

先ほども申しましたように、こういうバスの運行の見直し検討業務の中で最適化を図りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 13番目ですが、新病院建設については、昨日もいろんな議論がありました。2月26日に野洲市民病院基本設計検討の市民懇談会が開催されました。私、行きたかったんですが、用事で行けなくて、話はいろいろ聞いているんですけど、実際、その中でどうしたような市民の意見があったのだとか状況とかいうのがわかれば教えて下さい。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 2月26日に開催いたしました新市民病院の市民懇談会の結果ですが、この目的は基本設計を最終的にまとめるにあたって、できるだけ広く市民の

利用者側からの視点でのご意見を伺った上で、それを入れ込みたいという趣旨でございました。

当日は、ワークショップ形式でテーブルごとでできるだけ発言が多く進むようにということやっていたら、テーブルについていただいた方で大体60人ですし、テーブルにつかなかつたとかつけなかつたとかいうこともあったり、関連スタッフを入れまして80人を超えた方が一堂に会していただきました。あと、専門家として立命館大学の及川教授、それから守山野洲医師会から福田会長、衛藤副会長、野洲病院の岡田院長についてもご参加いただきました。

出てきました主な意見は、一つはあそこは駅前ということもありまして、歩いて、そして自転車、バス、タクシー、自家用車、そして鉄道、普通考えられないぐらい多様なアクセス手段がありましたので、それぞれのアクセスに応じて、できるだけ使い勝手がいい、具体的に言えばエレベーターの問題ですとか、出入口の問題ですとか、駅からのアクセスですとか、それも安全でぬれないといったことでさまざまなご意見をいただきました。

それと、もう一つは、施設のあり方でご意見をいただいています。病棟のシャワーとかトレイとか廊下の幅とかといったことでご意見がありました。

もう一つは、駐車場、一応立体駐車場を予定していますが、できるだけ高齢者でも使いやすい駐車場にしてもらいたいとか、あと、病院への送迎に関するスペースを取ってほしい。新しい案では少し取ってますけども、そのあたりもできるだけ使いやすいようにしてほしいとか、そういったことがありました。

最後にまとめますと、その他として運営のあり方についてのご意見がありました。予約をしやすいようにしてほしい、あるいは現在の病院、会計にかなり時間がかかっています。新病院ではできるだけ電子化しますからかからないシステムを考えていますが、そういった会計がスムーズに行くようにしてほしいとか、あと、地域包括と一体となった健康地域包括、一体になったようなサービスを提供してほしいといった運営に関するご意見がありました。

いわゆる動員させてもらってないのに、これだけの方が来ていただきましたので、一部、いい意味で病院反対の方、懸念の方もおられたみたいですが、大半は今申し上げましたように、市民が使いやすい、あるいは医師、看護師等が働きやすい病院という観点から、積極的な意見をたくさんいただきました。また、これは特別委員会で今申し上げた主なものについてはご報告をさせていただくと共に、ここの基本設計の中に入れ込みたいと思ひ

ます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） この懇談会に参加された市民の方に聞いたんですが、これだけの専門家であったり職員をそろえて、市民に対して意見を聞こうという場を設けてくれたことはすごく素晴らしいということをおっしゃっていました。

都合で参加されていない方の中の要望の中に、例えば展望台とか最上階レストランがあった方がいいんじゃないかと、いろいろあったんですけども、そこら辺に関してはまた特別委員会の方でやりとりをさせていただきたいと思います。

次の質問で、立体駐車場だけではなかなか不足する分ということに関しては、昨日からの質疑の中で、この庁舎内であったり、発達支援センターということをおっしゃったので、そこはちょっと割愛したいと思います。

駅前周辺整備、交流商業施設の策定のあり方ということが進んでいるわけですけど、その業務委託として病院の実績と同じ佐藤総合計画さんと随意契約となっていますが、それはすごくいいと思います、一体としてできるので。別々だとばらばらになる可能性があるんで、それはすごくメリットがあると思うんです。

新病院開設は32年10月の予定となっていますが、この周辺整備、交流商業施設の具体的な整備スケジュールというものを教えてもらえますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） この交流商業施設に関しては、当初から病院と一体整備を考えてます。あと、広場と駐車場を、いわゆる前期の駅前、南口周辺整備を計画を進めています。具体的には今回契約をして、来年度、病院と同じ時期、前後ぐらいに一定の成果を出していただきますけども、これは基本計画までいけるか、その入り口ぐらい、それになります。その後、基本設計にかかりますから、病院の基本設計はその時期に上がりますから、そういう意味じゃ、少しずれてますけれども、最終的には平成32年10月の病院の開設に合わせて整備をしたいと、オープンしたいと考えてます。

ただ懸念材料は、例の報告いたしてます駐輪場の問題が解決しないといけませんし、そもそもこの交流商業施設の計画を年度末にこういう形で契約をした経緯につきましては、これは既に全協あるいは特別委員会でご説明していますが、一昨年度を中心にUR都市機構と協定を結びまして、その開発について市場調査をして、具体的にはデベロッパーとの折衝もURの情報とノウハウでやっていただきました。

ただ、一昨年議会の否決でもって、URの評価としてもかなりポテンシャルの高い場所ではあるんですけども、病院と一体でないところの施設の入居者が求められない。病院という核があって初めて、あそこのエリアが成り立つというのは当初から言ってましたから、URの方としても病院が2回否決されたということで、URは失速をしていますし、こちらでも病院が進みますということが言えないので、双方で少しもたつきの時間がありました。

それともう一つは、業界から聞いていまして、野洲市を客観的に外から見ると、市は病院を進めようと思っているけれども、議会とうまくいってなくて、リスクが高いということもありまして、一番最初聞いたところでは、野洲駅直結、新快速がとまって、病院ができて、広場ができて、駐車場があるんだったら、それは出店したいなというデベロッパーがあったんですが、いわゆる潜在リスクがあるということで、業界からの当たりも悪くなってました。

この仕事は都市計画課に今年度は4月からやろうとしてもらったんですけども、そういった都市計画課だけではさばき切れない要因がありましたので、それはしばらく慎重に対応してましたけども、病院がここまで動いてきた中で、先ほど申し上げたように、同時期にやはり、設備が要ります。特に、薬局の部分とかレストラン、あるいは病院だけではないんな会議とかセミナーもできませんから、そういったことにあわせて期待されている図書館の分室とかギャラリーとか、一体的に整備する必要に迫られたので、病院側の提案としては包括的な提案、ヘルスケアアパートとか生活を通しての医療とか、提案をもらっていますので、専門ノウハウを持っている事業者に委ねて、今申し上げたようなスケジュールで進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） なかなか、2回の否決もあつたりとかということで、とまっていたことが影響しているということもあるので、今もう具体的にどんどん進み始めているので、もちろん今回、今後の議会の中でも計画、完成時期に向けて、病院もそうですし、商業施設も進めていってほしいと思います。

次に教育に関してですが、国が進める次期学習指導要綱案は安倍政権が掲げる教育再生の下、戦争する国、企業が世界で一番活動しやすい国づくりの人材育成と物言わぬ教職員づくりにつながるという批判が広がっています。本来必要なのは子どもの成長と人格の完成を目指す教育、参加と協働の学校づくりが求められます。

教育現場での喫緊の課題としては、教員の深刻な長時間労働の是正に向けた抜本的な定数増、残業条件を当面月45時間とする、超勤を命じないとする趣旨を生かした特休法の改正などが指摘されていまして、日本の教職員の働き方を国際基準に近づける必要性があると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、日本の教職員の働き方を国際基準に近づける必要性についてのご質問にお答えをしたいと思います。

教員の長時間労働を是正し、心身共に健康を維持し、教育活動に専念できる環境を整え、働き方を国際基準に近づけることは必要であるという認識をしております。そのためには超過勤務時間の時間数を適切に把握すること、教員の働き方そのものの意識改革をすることといったようなこと、さらには事務分担の適正化、学校業務の改善に取り組むことが必要と考えております。

また、保護者も含めまして、世間一般におきましては、教員が多忙であることについての認識が薄いというふうに私は感じております。多様化、複雑化する教育課題への対応が現在限界にきていることを市民の皆様方にもご理解をいただくことを呼びかけまして、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 今、教育長が言われましたとおり、なかなか保護者の方々に教員の実情というのを知られてないのがものすごく感じます。周りにもいろんな教職員がいるんですけど、本当に大変な思いとか時間とかいう中でやられているんですけど、そこをなかなか保護者の方に理解してもらえないとか知ってもらえてないというのがあると思うので、そこら辺は周知、周知という言い方も変ですが、理解を求めていく、しっかり、保護者だけじゃなくて市民の方々にも多くの人にもそれを知ってもらうことが大事です。

1点、すごく危惧していますのは、ここの国政のことを書かせてもらったんですけど、最初のところね。安倍政権が目指しているところに問題があるということを書かせてもらったんですけど、最近の報道を見られていたらご存知だと思いますけど、森友学園の教育の仕方を見ていると、教育勅語を暗唱させたり、まあ、言うたら、昔の本当に戦前の教育をやっているのかなということを、これを今の時代にあんなこと本当にやってたんだと思うと、すごく怖いわけです。そういったことがそこに事実は今国会でやりとりをして、明らかになってはいないんですけど、安倍首相たちが関わっているんじゃないかというふうに

言われていますけど、そこら辺がすごく心配なので、そういった今戦争法だったり、共謀罪ということも進められていますけど、そこら辺で本当に子どもたちが将来、昔みたいに逆戻りして、戦争をしていくような、戦争といっても要は自衛隊、実際にどこどこの国が戦争するかいったら、じゃ、どこというわけではないですけど、今自衛隊が海外に、アメリカについて行って、結局、向こうで武力を使えるようになってしまって、やって、現状がそこが戦争に今後発展していく流れになっていくもんです。自衛隊の親御さんも息子が本当にそういうことにならないか心配されている声もよく聞のくので、そこら辺はすごく注視して、そこら辺に対してはやはり声も上げていってもらいたいと思います。

その点に関して思いがあればお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教員というのは、やはり教育基本法にのっとって進めておりますので、その中では人格の完成を目指すこと、さらには平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を育てるということが大前提でございますので、その方向で市としては取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 次ですが、ソーシャルワーカーは市の中でも単費でも行ってこられて、評価しているわけですけど、そもそもスクールソーシャルワーカーとは、子どもの家庭環境による問題に対処するために、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家、原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。これは朝日新聞の掲載の中からですが。という注釈が教育方針の最後のページに記載されていますが、野洲市のソーシャルワーカーらの採用されている方は、どのような基準で採用されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） スクールソーシャルワーカーの採用基準につきましてお答えをさせていただきます。

スクールソーシャルワーカーの採用基準につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、若しくは臨床心理士、または教育及び福祉の分野において専門的知識及び技術を有するものの中からスクールソーシャルワーカーとしても知識、経験、技能を持っておられる優秀な方を採用しております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） こうしたスクールソーシャルワーカーに頑張ってもらえることで、いじめ問題の解決にもつながっていくと感じてますが、例えば、なかなかそう言われている中で、大津であれだけの事件があって、いじめ問題というのは国を上げていじめをなくそうとしていますけど、本当にその後も報道でも悲惨のいじめの事件の動画が映されていたり、子どもが殴っているとかいじめているところがあったりとかありますけど、そういった中で大津市は、いじめ調査の結果の公表策定に向けて検討が始まっているということも聞いています。

野洲市はソーシャルワーカーの増員ということで対応していきたいということで、そもそもは各校に1名ずつ配置されることが望ましいと思いますけど、なかなか予算、単費で4名、県費で1名、中でやられているんですが、すぐにそれを各校1人というのは厳しいと思いますけど、今回は増員の計画ということが出ているので、具体的にどのような感じで検討されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） スクールソーシャルワーカーの増員計画についてお答えをさせていただきます。

スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、平成24年度から県から1名配置をいただきました。野洲市としましては、平成27年度4月に2名を市単費で配置をしておりますし、10月からはさらに2名増員いたしまして、現在4名のスクールソーシャルワーカーを配置しているところでございます。

次年度はさらに1名を増員いたしまして、市単費の配置が5名と県の配置1名の6名体制で学校現場の支援を強化していく計画を立てております。

今後は6名のスクールソーシャルワーカーについて、配置校以外の学校を支援する市内活用をさらに進めると共に、国の動向を見ながら、増員または時間数の増加等による支援体制の充実も検討をしてまいりたいと思います。

そのように考えております。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 大津市では保健室のスタッフを2名体制ということで、全小中学校に配置されているということです。もちろん、市の単費でというのは厳しい状況だと思いますけど、それを野洲市としても県に対して配置を求めるべきだと思いますが、その点

に関しての見解をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 保健室の配置、いわゆる養護教諭の複数配置についてお答えをさせていただきます。

養護教諭は子どもの健康の確保の上で重要な役割を担っているものと思います。そのため、児童・生徒数の多い大規模校では複数配置が行われておりまして、市内では野洲小学校が今年度複数配置になっております。

また、中主小学校にも教育課題の解決のために加配措置を活用いたしまして、県の方が複数配置をさせていただいているところでございます。

子どもたちの心身の健康問題にしっかりと対応できる環境がつかれるよう、配置基準の引き下げと加配の充実につきましては、県の方に要望をしまいたいと、そのように考えております。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 是非、スクールソーシャルワーカーに関しても養護教諭に関しても、配置を増やしていけるように取り組んでもらいたいと思います。

最後になりますが、教職員の超過勤務をなくすために、さまざまな取り組みということがされてきています。先ほどの答弁の中にもありました。教育委員会としても様々な実態を今調べているというふうに言われていました。

その中で、部活指導の時間については、ノー部活デーや休日の活動などを教師も活動時間が負担にならないように努めているところでもありますというふうにあるんですが、これは具体的にどのような期間や日程でのノー部活デーを行っているのかを伺いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 部活動のノー部活デーの件でございますけれども、本市の中学校の状況についてお答えをさせていただきます。

市といたしましては、各校において、教職員の負担軽減と生徒の健康面を考慮いたしまして、全ての教職員が関わる職員会議等の会議日がございますけど、その会議日には部活動を停止する。土曜日曜においては原則1日の活動とするというふうにしております。

ただ、体育館等の施設面とか外部指導者のご都合、保護者の要望、そういったものから全校一斉のノー部活デーを設定するには至ってはおりません。他市町の学校との練習試合

等の関係もありまして、本市や学校独自での全校一斉のノー部活デーは、現段階では大変難しい面もございます。

今後も教職員の負担軽減、生徒の健康面を考慮いたしまして、県とより部活動について協議を現在も進めておられますので、さらにその協議を進めていっていただき、先生方の負担軽減になるような取り組みが生まれるように期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 外部指導者のことを今言われましたけど、この外部指導者は具体的にはどういった方を、今も採用されているわけですね。今後も導入方法などを工夫していく必要があるというふうに言われたんですけど、そこら辺のところ、もうちょっと教えてもらえますか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 外部指導者の件でございますけれども、3中学校でそれぞれ、私も今手元に資料がございませんので、はっきりしたお答えはできませんが、柔道とかテニスとかバトミントンとか、そういった種目につきましては、学校によっては少し違いますけれども、外部指導者を導入しております。

さらに、今、国の方でもチーム学校としまして、部活動のあり方を検討されておりますので、そこには外部指導者を導入するというふうな計画も示されております。その動向も見ながら、さらに外部指導者等が学校に入っただけのよう、どう言いましょうか、期待してると言いましょうか、そういう状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 東京オリンピックだったり国体ということが控えているわけで、私の最後の質問するように思われるかもしれないけど、教職員の負担軽減と、また子どもたちのそういうスポーツに活躍していける世界、基本、両立というのはなかなか難しいと思いますけど、今みたいな形の外部指導者を活用することを、いろんな考え方、やり方もあると思うので、そこら辺も含めて、今後も進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（坂口哲哉君） 以上、代表質問は終結いたします。

暫時休憩します。

（午前10時32分 休憩）

(午前10時50分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第3)

○議長(坂口哲哉君) 日程第3、次に一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう、希望します。

それでは、通告第1号、第13番、山本剛議員。

○13番(山本 剛君) おはようございます。13番、山本剛です。

まずはじめに、野洲市くらし支えあい条例について質問をいたします。昨年10月1日から野洲市くらし支えあい条例が施行されています。現在で半年がたとうとしております。

この条例は、「売り手よし」、これは事業者、それから「買い手よし」、これは消費者、それから「世間よし」、地域社会とだと思えますけれども、近江商人の精神である「三方よし」の伝統を継承し、事業者と消費者が共に満足することで野洲市の健全な発展を目指すことを基本方針とされています。

あわせて、消費者トラブルをはじめとする市民の暮らしに関わるさまざまな問題の発生の背景に多くの課題があること、例えば、貧困、認知症、障がい、家庭問題、孤立、その他生活上の諸課題が多いことを踏まえて、消費者トラブルの被害の解決のみならず、生活困窮者等を支援することにより、安全かつ安心で市民が支え合う暮らしの実現に寄与することを目的とされています。

また、条例の前文の中においては、次のようにうたわれています。野洲市では生活が立ち行かなくなった市民に対して、生活の困りごとを解決するという大きな目で捉えて支援を進めてきました。問題に個々に対応するのではなく、相互関係を把握し、一体的な解決を目指して、「おせっかい」を合言葉に市役所に設置した総合相談窓口を核にして、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮させる仕組みを発展させてきました。

このように市民の生活の困りごとを解決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことは、市の重要な役割です。その場合、個々人の状況が異なるために、1人を支援することからを基本に、包括的、継続的に支え合う仕組みが機能することが不可欠です。こういったことが前文に書いてあることですが、こうした今までの取り

組みの集大成としてこの条例ができたというふうに私は考えております。

包括的、継続的に支え合う仕組みが、正にこの条例だと考えています。前文にあるように、「おせっかい」を合言葉に行政の申請主義を乗り越えて取り組んでいることは重要です。非常によい条例で全国的にも注目され、評価を受けているこの条例を活用して、野洲市をより住みよいまちにしていきたいと思えます。

そこで、何点か質問をいたします。

まず、この条例ができたことについて、事業者への周知や啓発はどのようにされましたか。伺います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 野洲市暮らし支えあい条例に関する山本議員の質問にお答えいたします。

まず、事業者への周知や啓発についてなんですけれども、野洲市のホームページにおきまして、条例に関する資料、これの公開はとりあえずしております。そして、特に訪問販売登録制度につきまして、こちらはガイドラインを作成いたしまして、わかりやすく情報提供に努めているところでございます。

また、訪問販売に深く関わっていただいている団体で、例えば日本訪問販売協会、直販流通協会でありますとか、個々の業界団体であります生命保険協会、損害保険協会、あるいは銀行の協会さん、野洲市商工会などの業界団体に出向きまして、訪問販売制度の説明を行って、加盟事業者への周知協力を求めたところでございます。

あわせて、消費者庁、経済産業省などの国の機関、独立行政法人、国民生活センターなどへも訪問させていただきまして、条例の周知に努めたところでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今、事業者への周知ということについて質問をしたわけなんですけれども、協会等には業者さんの業界に出向いて説明されたということなんですけれども、そのときの事業者の方、業界の方の反応といいますか、そのあたりはどういった感じでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） おおむねといいますか、条例の趣旨を理解していただきまして、協力的に話ができているということで報告を受けています。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 「三方よし」ということですので、事業者にとってもプラスだということで、引き続き周知啓発をしていただきたいと思いますということを申し述べておきます。

それでは次なんですけども、事業者等に消費者トラブルを防止するための情報や研修の機会を提供するとのことですが、現在、このことにどう取り組んでおられますでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 事業者などに消費者トラブルを防止するための情報や研修の機会の提供についてでございますが、28年度につきましては、条例ができた都市でございますので、関係登録事業者に対して消費トラブルコースに関するリーフレット等の配布を行ったということでございます。

今後なんですけども、事業者さんが消費者トラブル防止の目的とする研修会を開催される場合、こちらについては、こういう場合に講師として弁護士を派遣する事業を行ったり、また、市の主催で同様の研修会を実施するというのを計画してございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 事業者主体の研修と市主催の研修をされるということなんですけども、市主催の研修をされるということなんですけども、大体、どのような頻度と申しますか、回数と申しますか、お考えでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） これは登録の事業者さんを対象にするものなんですけども、公益社団法人日本訪問販売協会さんと協力いたしまして、上半期に1回、下半期に1回の予定でございます。

ただいまということで、3月6日に打ち合わせの予定ということでさせていただきました。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 年に2回ぐらいだということなんですけども、事業者の方への研修も、指導と申しますか、アドバイスをされるということなんですけども、そちらの方も力を入れていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは次なんですけども、事業者が野洲市内でも訪問販売を行うときは、市に登録するこ

とが必要になりますけども、現在、どのくらいの数の事業者が登録されていますでしょう。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 登録事業者数についてですが、3月1日時点で申請数が101件でございます。そのうち、90事業者の登録をさせていただいたところでございます。この差につきましては、警察庁に暴力団等の照会をいたしますので、その作業のタイムラグです。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今、市として認められた業者は90ということなんですが、その90社に関して継続してチェックといいますか、そういった作業も当然考えられておるようですが、そういったいわゆるアフターケアの分も先ほど申しましたその研修というものとも重なるというように考えておいていいんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 研修は事業者さんに理解していただくと共に、一斉に活動していただくための研修でございますし、こちら、登録の維持といいますか、これはまた別のものございまして、登録の業者さんの管理については事務として行っております。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 登録された方に関して、事務として行うということですので、いわゆるきちっとした管理といいますか、その辺をしていただきたいというように思います。

それでは次なんですけれども、生活困窮者への支援で野洲市支援調整会議というのは既に設置されているのでしょうか。また、野洲市市民生活総合支援推進委員会は既に設置されているのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 支援調整会議につきましては、個々の相談者の方の支援内容の評価や確認を行うもの、あるいは地域における関係機関の仕組みづくりを行うために、平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法と共に設置をされているものがございます。

今回、条例に一応位置づけたということでございまして、弁護士、司法書士、あるいはハローワーク等の関係機関が参加し、年間会議を開催しているところでございます。

また、市民生活総合支援推進委員会につきましては、こちらは町内連携の推進を図るためのものございまして、平成23年6月に要綱を制定しておりました市民相談総合推進委員会、こちらの名称を改めて条例に位置づけたものというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） そしたら、野洲市支援調整会議というのは、いわゆるケース会議のようなものという捉え方をしてよろしいのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○13番（山本 剛君） そうでございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） それでは、ケース会議ということなんですけども、この野洲市支援調整会議というのは、開催は随時なのか定例なのか、それとまた、同じく野洲市市民生活総合支援推進委員会、これは庁内の委員会ということなんですけども、こちらも定例なのか随時なのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 支援調整会議の方について、全体会とそれと定例会というふうに位置づけられておまして、定例会を12回開催しています。全体会が4回、随時開催しているものでございますので、個々のケースに関わる部分と全体に関わる部分と、2種類持っているということでございます。

それと、委員会の方なんですけれども、これにつきましては、年1回の全体会、それからネットワーク研修会を随時4回という開催になっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 支援調整会議の定例が12回、その全体が4回ということで、かなり細かくといたしますか、かなりの頻度で開催をされているということで、非常にきめ細かい対応ができるのではないかなというふうに考えますし、また、庁内の野洲市市民生活総合支援推進委員会というのも、きちんと開催されているということですので、本当にこの条例を普遍化、利活用をするための大事な会議だというふうに思いますので、引き続き、この会議をきちんと開催をしていただきたいと思いますというふうに思います。

なお、現在、このケース会議でかかっているその件数がわかれば教えていただければと思

います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 回数ごとの件数は出ておるんですが、トータルがここに出てないので、例えばで言いますと、第1回目は平成28年4月24日に開催しておりまして、そこで新規の受付したものが9件、それから支援の決定でありますとか、確認の形成をしたのが32件ございまして、大体、そのような件数を月1回ずつ、月1回で処理をしているということでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今の答えていただいた9件、32件、それは月1回ということですので、トータルにしたらかなりの件数、これは延べにもなると思うんですけども、結構な数の件数を手掛けておられるなと思いますので、やっぱり解決に向けての支援という意味で継続して取り組んでいていただきたいというふうに思います。

それで、次なんですけど、見守り活動に関してですけども、見守りネットワークは構築されているのでしょうか。また野洲市消費者安全確保地域協議会は、もう設立をされたのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、見守りネットワークなんですが、こちらは地域の協力事業者及び協力団体による緩やかな見守りの仕組みということでございまして、現在、事業者、団体、12機関と協議中ございまして、これからというところでございます。

そして、消費者安全確保地域協議会につきましては、消費者安全法に位置づけられているものでございまして、野洲市では条例の施行と共に設置をしております。

そして、この1月に消費者庁に対して行政処分した際に押収した顧客名簿等の提供を受けているものでございます。

先ほどの件数なんですけれども、年間300件程度、相談者が160人ぐらいということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 見守りネットワークが12団体で構成されていると思うんですが、いつごろ設立を計画されたんでしょう。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 12団体と構成するのではなくて、ネットワークの中にそれぞれと協定いたしまして、例えば、郵便局なら郵便局さんと協定いたしまして、その郵便局さんが日常の業務をされる中で、ちょっとおかしいなというようなところがあったら対応するというごさいますので、個々に幾つもつくっていく、今後増やしていくというごさいます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） ちょっと市も思い違いをしたようで、個々と協定を結ばれてやっていかれるということですね。そしたら、その個々の団体の方とその協定が結べる時期がいつになるかちょっとわからない、これから作業をされていかれるということで、時期もずれていくということですか。できる限り、早くそれぞれの団体さんと協定を結べるように、当然、努力をしていただいていると思いますけれども、改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほどおっしゃいました野洲市消費者安全確保地域協議会、これは通告書を出してからなんですけども、先ほどおっしゃったように、3月5日の京都新聞に高齢者の見守りで悪質業者の顧客名簿を活用ということで、記事も出ておりまして、くらし支えあい条例を施行して、消費者庁から悪質な業者が使っていた顧客名簿の提供を受けて、それを活用して、高齢者の見守りを行っていくと。

うまいことに、本当に実効性のあることだなど、ゆえに思っておりますし、これを活用しながら高齢者の弱み、あるいは障がいを持った方とかも、当然、困ると思うんですけど、いわゆる社会的弱者といわれる方の見守りを推進をしていっていただきたいなというふうに思います。

それでは次の質問に進めていきたいと思えます。

次は、学童保育の追加なんですけど、野洲市こどもの家の土曜日保育について質問をいたします。

現在、学童保育所、野洲市こどもの家は24学童保育所のうち22学童保育所が開所されています。平成28年度は668名の入所申し込みがあり、平成29年度は748名の申し込みがありました。これは第1次の申し込みであり、12月の申し込みでは平成28年度は942名、平成29年度は970名の申し込みがあったということです。このように多くのニーズがあります。

学童保育所は、学童の居場所や育ちの保障、また働く親の就労支援の機能を持つ施設として重要な役割を担っています。現在は月曜日から金曜日までの週5日開所されていますが、昨今の働き方の多様化等により、土曜日も開所してほしいという要望があります。昨年10月と12月に実施された野洲市こどもの家利用者アンケートでは、アンケートの回収率が100%と非常に高い回収率であり、野洲市こども家の関心の高さがうかがえます。

土曜日保育については、以下のような結果が出ています。

まず、回答数は559件です。これは10月に実施した分の回答です。12月分はまだ公表されていないということです。そのことを10月分に関して、利用するが266件で47.6%。利用しないが293件で52.4%です。全体ではこのような結果ですが、学区によっては利用するが上回っているところもあります。祇王学区では利用するが54%です。北野学区では利用するが53%です。

そして、保育の時間なんですけれども、通常保育の8時半から18時を望む方が58.3%、延長保育を含む7時半から19時が41.7%、そして、土曜日保育の利用頻度は次のようになっています。月に1、2回程度利用したいという方が75.6%、それから毎週希望をしたいという人が24.3%。

アンケートの結果から半数弱の保護者土曜日保育を希望されていると、そのうちの6割弱が通常保育を望まれていること、頻度としては4分の3の人が月に1、2回で、土曜日保育を毎週希望されている人が4分の1であることがわかります。

こうした結果を踏まえて、野洲市として今後土曜日保育をどうされようとしているのか、先ほど、市長もこの土曜日保育についての考えは述べておられたんですけれども、改めて、私の一般質問としてお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは2点目の山本議員のご質問の学童保育についてということで、土曜日保育についてご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

こどもの家の土曜日保育につきましては、先ほど、太田議員の代表質問で市長が答弁されましたとおり、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会で調査検討をいただきまして、その提言を踏まえ、効率的な実施につなげることができたらと考えております。

以上とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 土曜日保育、先ほども市長もおっしゃったと思うんですけど、全てのところでやるというようなことまでは保護者の方も望んでおられないということもありますし、どこか特定、場所ですね、特定をして受け入れていくということであれば、十分可能であるというふうに思いますし、費用の面についてもなるべく保護者に負担がかからないようにしていく、そのようなことも考えておられると思います。

本当に学童保育、以前でしたら、たしか小学校4年生までだったかなと思うんですけども、現在は6年生までということで、非常に手厚い取り組みをしていただいておりますし、そうしたきめの細かい取り組みをしていただく、それをより推進していただくということもありまして、保育ということを質問させていただきますけれども、このことについても市長が既にお考えを述べておられますので、是非とも早急に実現をしていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時19分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 引き続き会議を開きます。

次に通告第2号、第2番、北村五十鈴議員。

○2番（北村五十鈴君） 2番、自民野洲、北村五十鈴でございます。本日は大きく3点、分割にて質問をさせていただきます。

まず1点目、総合包括的な母子保健・育成についてお伺いいたします。未来を担う子どもたちを守るためには胎児から新生児、乳幼児、学童、思春期を経て、成人までの生育過程にある人とその保護者を支援する総合的な整備が必要だという国の指針から、本市でも妊産婦支援事業、産後ケア事業が始まっています。

しかし、まだ法的には総合的に高齢者の健康や保健を守る法律はあるのに、現段階で国内に子どもたちの健康や保健を総合的に守る法律はなく、生育基本法が急がれるところで

す。それに、医療費についても子どものために割り振られる公的医療費は65歳以上の高齢者に対する医療費のわずか11%と少なく、小児医療や予防接種に対する公費扶助にも地域格差が存在し、保護者の負担増にもなっています。

また、小さい子どもを育てているママたちの心の陰や、貧困ではないにしろ、必死に子

育てをしているママたちの乳幼児を連れての外出や、気を使わなくてもいい癒しの居場所も少なく、声にもできない、行政に届いていない声があるのも現実です。

そこで、妊婦さんや産後ママ、子育てをしながらの保護者の健康など、いろいろな不安を幾つかお伺いしたいと思います。

最初に子宮がんについての不安です。現在、20代から30代の女性に急増しているのが子宮頸がんです。毎年、約1万人が発症し、約3,000人が亡くなっています。子宮頸がんは命はちろんのこと、出産の機会まで奪ってしまう可能性がある怖い病気です。

しかし、怖い病気ですが、子宮がんは一つだけ他のがんと違う点があります。それは原因が特定されていることです。その原因がヒトパピローマウイルス、HPVというウイルス感染が原因で起こることがわかっています。

そこで、このHPVウイルスに感染しないように2009年に最初のワクチンができました。続いて、11年にさらに1種が加わり、接種費用についても国は10年11月に補助事業を始め、13年4月に原則無料の定期接種としましたが、接種後に体の痛さや運動障害などの思い症状、副反応が多く報告されるようになり、国は2カ月後の同年6月、定期接種としての位置づけは変えず、接種を促すはがきを送るなどの積極的な推奨は一時中止すると決めました。

本市も国に追随してホームページにも有効性とリスクを理解した上で受けて下さいとしています。

それから、3年半が過ぎました。しかし、今でもワクチンの有効性は大きく認められていて、国内では9年以降、約339万人が接種し、厚労省はその効果で将来子宮頸がんて亡くなる女性が3,600から5,600人減るとも推計しています。

しかし、有効性はわかっているけど、この副反応がはっきりしない限り、現状の接種率数%しかない、改善は見込めないのも現実です。

そこで命を守る頼みの綱は以前からの子宮がん検診に頼らざるを得ないのですが、現在、日本の子宮がんの定期検診は2年に1回、細胞の検査のみが行われていますが、この方法での前がん病変の発見率は70から80%です。

そこで、従来の検査法にHPVに感染しているかを調べるHPV検査を加えたHPV併用検診が推奨され始めました。併用により、発見率もほぼ100%に上昇します。異常がなければ検診の間隔もあけられます。

アメリカでは5年に1回、オランダでは7年に1回の検診が勧められています。日本で

も約50市区町村で既にHPV検査を加えた併用検診も実施しており、今後増えてくると予測されています。

また、日本産婦人科医会では、2つの検査を併用し、異常がなければ検診の間隔を3年に1回に延ばせるとしています。

続いて、不安、産後鬱についてお伺いします。

産後すぐの母親は育児の必要性からもともと自宅から外に出づらく、調子が悪いと感じていても、80%が未受診という結果があり、実態がわかりづらいという課題がありました。日本でも大規模な調査は余り行われていませんでしたが、間違いなく、産後鬱の女性の大きな障害となり得る問題で、ようやくその実態も明らかになり始めた産後鬱ですが、少子化対策の枠組みの中で、子育て支援、母子保健を担保する大規模な施策が検討されて、内閣府ではフィンランドの出産育児相談所「ネウボラ」をモデルに、全国各地に子育て世代包括支援センターを創設し、妊娠前から育児期まで切れ目のないサポートを行うための仕組みが始まりました。

そこで、以下の点について全て健康福祉部長にお伺いいたします。

1、本市のHPVワクチン接種の実態、推計をお聞かせ下さい。2、これまでの子宮がん検診の受診率及びHPV検査という検診があることを市内の女性の皆様に周知説明はいただいていますでしょうか。3、本人や保護者の皆様も副反応がはっきりしないワクチン接種は不安だろうし、また現状の子宮がん検診では病変してからしかわからなく、感染しているかを先に特定できるHPV検査について本市の所見をお聞かせ下さい。4、先進地の事例チラシをつけておりますが、野洲らしい取り組み、例えば妊婦検診の受診率は高いので、初めての子宮がん検診との併用としてもう一枚受診券をプラスして、現在の14枚から15枚にして母体の命を早期発見して守る、No.15の検討はいかがでしょうか。5、最後に産後鬱を含めて、本市の妊産婦支援事業、産後ケア事業のその後及び問題点、改善点があれば教えて下さい。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは北村議員の総合包括的な母子保健・育成についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の本市の、HPV、ヒトパピローマウイルスでございますが、このワクチンの接種の実態についてのご質問にお答えをいたします。

平成25年度の定期予防接種勧奨後の接種者数でございますが、平成25年度は99人、

平成26年度は6人、平成27年度は2人、平成28年度は現時点までに接種者はおられません。なお、この26年度から接種者数が大きく減少しておりますが、これは重篤な副反応による接種勧奨の差し控えの勧告が平成25年6月にあったことによるものでございます。

次に2点目の子宮頸がん検診の受診率及びHPV検査があることの周知についてのご質問でございますが、まず本市の子宮頸がん検診の平成27年度の受診率でございますが、これは17.2%。平成28年度12月末時点でございますが、この時点で15.6%となっております。また、HPV検査についての周知につきましてはこれまで行っておりません。

次に3点目でございますが、HPV検査の推奨についてのご質問でございますが、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会において、国外ではHPV検査により子宮頸がんの罹患率が減少するといった検査の有効性を示した研究報告もされておりますが、一方でがんの疑いのない人までもが高い確率で陽性となる、いわゆる擬陽性ですが、このことから不必要な検査や治療をすることで過剰診断につながる可能性が指摘されているところでございます。

このため、現時点ではHPV検査の推奨は考えておりませんが、今後子宮頸がん検診のガイドラインの改定など、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に4点目のHPV検査の実施に向けてのご提案でございますが、先ほどのご質問で回答いたしましたように、現時点ではHPV検査の実施は考えておりませんが、検査の有効性が確認でき、推奨すべきものと判断した段階で対応を考えてまいりたいと思っております。

最後に5点目の産後鬱を含め、妊産婦支援事業、産後ケア事業のその後及び問題点、課題点についてのご質問ですが、まず、取り組み状況でございますが、本市では妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指しまして、取り組みを進めてきたところでございます。妊産婦包括支援事業では母子健康手帳交付時において精神疾患の既往歴や若年出産、あるいは高齢出産等のリスクを把握し、リスクが高い妊産婦には支援計画を作成し、重点的に今支援を行っているところでございます。

平成28年度の母子健康手帳交付者数は453人で、このうち支援計画の作成者数は79人、これには精神疾患の経歴のある方も含まれております。79人となっております。また、そのうちの2人につきましては、産後ケア事業につなげ、支援を行っております。

次に問題点や課題点についてですが、これまでも妊産婦包括支援事業では関係機関と連携しながら支援を進めてきたところでございますが、近年、被支援者のリスクが複雑、多様化している傾向にあることから、関係機関による重層的な支援ができるよう、一層の連携強化を図っていくことが重要と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） では、先ほどお聞きしましたワクチンの接種率が28年度現在では0ということなんですけれども、来年度29年度の接種のための予算は何名分取っておられるのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 次年度の予算ということで、27年度が2名分の実績がございます、これと同等の予算を予算上は確保しているということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） では、この併用検診につきましては、私も強い関心を持っておりますので、もう少しだけ粘ってみたいのですけれども、違った角度からお聞きいたします。

添付させていただきましたチラシは、以前、総務常任委員会で研修に行かせていただいた総社市さんでレクチャーいただいたものなんですけれども、その後、総社市さんの方からHPV検診は出雲市さんの方が先進だからとご紹介いただきまして、出雲市さんの担当の保健師さんからもレクチャーいただきました。

出雲市では、平成19年から2年間、県モデルとして県と共同研究されていまして、それで詳しい検証の結果が出ております。ですので、先ほどの部長の答弁とは少し違うんですけれども、それを受けて21年からは市単費で検査費用の8割の補助をされているそうです。

もともとこの検査は5,100円らしいですので、1,000円の実費で済んでいるそうです。実績も10年を超えて、HPV検診の必要性は間違いなくあるとのことなんですけれども、冒頭でも述べましたとおり、子宮頸がんは原因が特定されている、変な意味、貴重ながんでありますので、ヒトパピローマウイルスが原因です。この菌に感染していなかったら発がんは100%近くしない。このヒトパピローマウイルスは性交渉で感染しますが、ほとんどの女性が一生に1度は感染するありふれた菌です。また、そのほとんどは

自分の免疫で自然に消えていきます。

出雲市の実績の数字からも、例えば100人検査されたら約1割の陽性結果が出て、そのうち病変するのは1割ですので、100人のうち1人ががんになるのですけれども、本当に初期で発見されるため、HPV検査を導入以来、子宮全摘の症例は一例もないとのことでした。

また、出雲では財政も厳しかったので、HPV検診の導入により、2年に1度の検診が3年でよくなり、費用対効果も4割の削減ができたとおっしゃっておられました。また、陰性だった方はパートナーが変わらない限り、5年に1度の検診でもよいそうです。

滋賀県でも滋賀医大の高橋先生が推奨されておられて、この保健師さんも滋賀に2度講演に来られています。

9割の女性に安心が担保され、将来のリスクの有無もわかります。行政にとっても財源の削減につながり、どちらからも検討してみる価値はあると思うのですが、ちなみに今日は国際女性デーです。女性にとって子宮はとってもとっても大切なものです。未来な命を育むゆりかごみたいなものですので、どうかもう一度検討をしていただきたいと思うのですけれども、最後に所見をお聞かせ下さい。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） ただいまのご質問でございますが、ちょっとお答えが違いかもわかりませんが、がん検診につきまして、国の方で推奨グレードというものがございます。このグレードにつきましては、がん検診の利益性、あるいは不利益性をバランスを考慮しまして、決定することとしています。

利益性というのは当然死亡率の減少ということになるんですが、この不利益でございますが、ここの考え方につきましては、擬陽性率、先ほどございましたが、それと過剰診断、それと受診者の心理的あるいは身体的な負担、こういったものを考慮して、このバランスの中で決定されるということでございます。

今、現状でございますが、北村議員がご推奨いただいておりますHPV検査でございますが、このグレードにつきましては5段階ございまして、A、B、C、D、それとIというのがございまして、このIが一番下、最下位になってございます。このHPV検査につきましてはこの最下位のIという位置づけになっていること、前もってお断りさせていただきます。

一方で、今現在の細胞診でございますが、こちらにつきましてはグレードが今Bという

ことになっておりまして、このAとBにつきましては公共的な予防対策として実施すべきものというような位置づけになっております。

また、そうでないものについては対策型、E型ということで個人の判断でということになるわけですが、こちらを提供する場合にあっても、効果が不明であること、あるいは不利益性を適切に説明する必要があるというような形でガイドラインが設けられております。

先ほど、進められておられる自治体があるというご紹介でございましたが、今現在国内ではこのHPV検査の検証を行っているところでございまして、さまざまな自治体の方でその実施上の課題の把握でありますとか、あるいは適切な実施方法をどうすべきかということを検証しているような段階でございまして、こういったところから今の段階で積極的に行う必要はないというふうに考えているところでございまして、周知につきましても慎重に対応すべきというように考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） こんな検診があるということだけでも、もしもよろしかったら皆さんに伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（北村五十鈴君） 続いて2点目は、環境を観光につなげて、びわ湖湖岸の創生とビワマス条例についてお伺いいたします。

合併から10年以上がたち、野洲市として生まれた子どもたちも増え、いつまでも合併以前を懐かしんで今と比べるのは併設的ではなく、またこれが合併なんだという方もおられます。新しい箱ものが建ち、企業誘致が進むことが目指すまちづくりだとも思いません。もっと言えば、国が進めているコンパクトシティに着々と近づいているのかもしれない。

しかし、野洲市はもともと十分コンパクトシティですし、これ以上の生活に必要な施設が野洲駅近郊に一極集中するのはどうなのでしょう。それに琵琶湖に面する湖岸の貴重な観光資源に関しても前進は見られず、副都心と名付けられた西河原地先も今や寂しいもの

です。

また、環境も多くの人パワーをボランティアに頼り、反対に市内には頑張ってまちづくりに参加したいと考えていたり、新しい働き方や志を持って活動されている若い女性やママたちがたくさんおられるのに、他市のそれに比べて政策や事業数は極端に少なく、結局、地元野洲での活動を諦めて、貴重な人材が他市に流れ、活動されているのも事実です。

予算には限りがありますから、優先順位があることも承知していますし、既に実行された事業の実績も認めています。

しかし、大きな予算はかけなくてもチャレンジする人の意欲や生きがい、生まれ育った地域に対する愛情は、合併という二文字では済まされないくらいふつふつしたものもあります。そこで今回はあえて忘れ去られているという声が多い中主地域の将来像と、決してすぐには結果が出ない環境活動ですが、野洲の未来にとっては命と直結する環境に真っすぐに淡々と見返りも求めず活動していただいている多くの活動家の皆様の声を少しでも伝えられたらと、以下の質問をさせていただきたいと思います。

1として、2年前から地元を中心に進められてきたあやめ地先の湖岸活用の協議会ですが、昨年度は地方創生で予算もつき、毎月、1回の協議会が重ねられてきましたが、今年は一切予算もつかず、方向性も告げられず、行政に対する不信感は拭えません。決して、個人の利益のための開発ではなく、滋賀県も大津市も守山市も琵琶湖を活用したまちづくりには積極的な中、琵琶湖の湖岸の中でもすばらしい景観と立地を持つ野洲市が後退しているように思えてなりません。野洲市にとっては数少ない観光資源です。地元の元気や観光客誘致のためにも今後の方向性を政策調整部政策監にお伺いいたします。

2、野洲市環境基本条例第5条には市民が、6条には事業所が市が実施する施策に参画し、協力しなければならないとあります。しかし、まだまだ環境に関して興味のある市民は少ないのが現実です。でも、発信側の行政も協力していただくための魅力ある提案や仕掛ける側のプロデュース力やアイデアに欠けてはいないでしょうか。

その意味からも現在進行中の家棟川のビワマスプロジェクトを進化させてはどうでしょうか。家棟川も以前はごみの川だったのが地元中心のボランティアの皆様の頭の下がるような地道な積み重ねのおかげで、今では遠くからも屋形船に乗りに来て下さるお客様も多く、また琵琶湖の魚を食して帰って下さいます。そんな家棟川でビワマスプロジェクトが行政と市民で進められています。

そこで、関係各位の皆様と話し合いを進めながら、ビワマス条例をつくってはどうか

よう。家棟川は市街地を流れる川なのに貴重なビワマスが戻ってきています。この遡上を駅前の祇王井川まで導き、この夢のような事業を行政から提案して市民に関心を持っていただき、多くの市民を巻き込んで全員でゴールを目指す、そのためには川を守り、環境を考え、ビワマスを守る、そんな市民全員が参加できる楽しいプロジェクトの実現を提案したいのですが、予算を伴う条例ですので、議員発議はできません。夢や希望のあるまちづくりのためにも是非ビワマス条例の施行を望みたいのですが、いかがお考えか環境経済部長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、北村議員のご質問にお答えをいたします。ご質問の趣旨は、琵琶湖岸の観光資源を活用した湖岸振興の振興施策の今後の方向性についてであると捉え、お答えをさせていただきます。

まず、現在の湖岸地域の振興に関する取り組みについてお答えをいたします。

ご質問の中では、湖岸に面する貴重な観光資源にも一向に手はつけられず、また琵琶湖の中でもすばらしい景観と立地を持つ野洲市が後退しているような実態と申されましたけれども、昨日の野洲政風会の代表質問の方に市長が答弁いたしましたように、本市の琵琶湖岸では、まず第3セクターであります野洲市湖岸開発株式会社が平成6年度より琵琶湖マイアミランドとマイアミ浜オートキャンプ場を運営いたしまして、開業当初より市民を含めた多くのお客様にご利用いただいております。直近の決算においてキャンプ事業の売上高が過去最高になっておりますところもありまして、経営も安定しており、市内の環境拠点の一つとしての役割を十分に果たしていると思っております。

また、平成21年度におきましては、湖岸地域における水上バイクなど、レジャー活動の適正化を推進する目的で、地元自治会や漁業組合、水資源機構、県、警察と連携いたしまして、湖岸地域環境マナー部協議会を設立した活動により、騒音などのトラブルや苦情が減り、観光客の増加にもつながっていると考えております。

さらに、河川環境や琵琶湖の保全の重要性を広く普及されるため、家棟川における観光船の運行に関する事業を行い、地域の環境保全やまちおこしに寄与することを目的に活動されていらっしゃるますNPO法人家棟川流域観光船の取り組みは、まさに北村議員のおっしゃる真っすぐに淡々と見返りも求めず活動をしていただいている活動家の皆様でありますことから、以前よりその価値あるすばらしい活動に対して支援を行ってまいりました。

このように湖岸地域の振興、活性化等に関しましては、さまざまな主体により地域資源

を生かした多くの取り組みが行われているものと考えております。そして、人との市としての琵琶湖岸の観光資源を活用した湖岸地域の振興施策の今後の方向につきましては、これまでの施策を継続すると共に、今年度策定する野洲市観光振興指針に基づきまして、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、ご質問にありました野洲市湖岸通り創生協議会に対して、今年は幾ばくの予算もつかず、方向も告げられずということがありましたけども、お答えをいたします。

平成27年度は協議会による湖岸地域の振興を目的とした湖岸再生プロジェクトへの運営支援として地方創生加速化交付金を活用した財源措置を国に申請いたしました。結果的には残念ながら不採択となりましたが、28年度は一般財源で協議会への補助金として限られた財源の中ではございましたけども、200万円の予算措置をさせていただいております。

しかし、協議会における進捗は諮られていない状況でもあり、また、平成29年度の予算措置につきましても、このようなことから今のところ見送る判断をさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） ビワマス条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

当該プロジェクトは、第1次環境基本計画のプロジェクトの一つとして発展したまちづくり活動でありまして、市民、企業、市及び県で構成する組織として平成27年8月に発足したものであります。

本年度はビワマスの遡上のための漁場の設置やビワマスの産卵床の設置などを実施しました。初めての試みでありますので、ビワマスの生態や漁場についての専門家も交え、活動者の皆さんと何度も協議をしながら、試験的に取り組んでいるところでございます。

市民への周知や参加にあたっては、マスコミへの情報発信やビワマスフォーラムの開催などの事業を展開しておりまして、今後におきましても、ふるさとの生活の潤いということを基本にしながら、みんなが楽しむきれいな川づくりプロジェクトの一環として、これまでと同様市民の自発的な参加をもって着実に展開してまいりたいと考えております。

このことから、議員ご提案の条例制定については、その必要性は見当たらないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） それでは、もう少し踏み込んで湖岸創生についてお聞きしたいと思います。

たしか私の記憶が正しければ、2年前から地元の琵琶湖に面する自治会の会長やいろんな方面の市民の方、近江鉄道さんや滋賀銀行さん等の企業など30名ほどの人数で協議会が始まり、以来、1年をかけて10回の協議会が開催されました。

野洲市湖岸通り創生協議会と名前も決まり、議論の中からある程度も指針もまとまりましたので、ここからは去年はついていた200万の予算の使途の方向性や開発の域にも入るので、委員幹部と行政の担当課に委ねることになりました。それが去年6月だったと思います。以来、一向に行政からは何の連絡もなく、決してほったらかしていただけたとは思ってませんが、委員の方から催促のご意見が何度もありましたので、私の方から課の方に現状報告をお願いしたいと何度もお頼みしたんですけれども、結局、返答はいただけませんでした。

そして、年度もかわり、200万の予算も結局使うことなく、持ち越すこともできないと告げられて、そして今年の予算はつかず、これからの方向性もお聞きすることもできませんでした。先に進むのは問題もあると思いますし、難しい壁も実際あると聞いています。しかし、どんな現状であろうと、対話や報告はなくしてはいけないと思います。

この答弁を楽しみに待っておられる市民の方もたくさんおられますので、去年6月以来、今に至る9か月の現実をどうか簡単でもいいのでお聞かせ下さい。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長政策監。

○政策調整部長政策監（大藤良昭君） それではお答えいたします。

北村議員、おっしゃるとおり、地元の湖岸の自治会の皆さん、それと地元関係企業の皆さん、それと私どもオブザーバーとして入らせていただきました。平成27年9月以降、協議会の話し合い、それと、28年3月以降はアクション形式による4回の湖岸地域の資源の洗い出し、県のコーディネートの方のご協力をいただきまして、資源の洗い出しをしていただきました。

このようなことを基に、協議会の方では拠点施設、この湖岸地域の振興のための手段としての拠点施設という方向性を持たれたというふうに認識しています。ですから、北村議員が先ほどおっしゃいましたように、施設ということになりますと、その事業の実施方法、

それとその具体的な予算、事業費の措置の仕方、どのような交付金を使うとか補助金を使うとか、要するに必要なになってくると思います。

それと、もう一つ大事なことは運営ですね、どのような主体がどのような方向で運営していくのか、それと、もっと基本的なことはあの一帯は地域は全て調整区域になっております。ですから、そのあたりの開発の課題も当然ございます。

このあたりの具体的な次へ進むステップとして、大きな課題があったということは客観的な事実であります。ですから、このような課題をどのように打開して次のステップへ通じるのかいうところで、今年の補助が決して十分な費用になったかどうかというところも含めて検討させていただいていると思います。というのが事実でございます。

ですから、このようなことは、私言いましたことが、今までのことなんですけども、これからのことは今言いました先ほどの野洲市観光振興指針の中に、この方針として通過型観光から滞在型観光という項目も載っております。例として、琵琶湖のことを考えております。ですから、私も先ほど言いましたように、このような環境資質に基づいて、今のような課題をどのように解決していくか、それと湖岸振興として広く皆さんと共にどう取り組んでいけるか、そのあたりをしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） では、最後にもう一つだけお聞きいたします。

協議会は、行政から、今もおっしゃっていただいたように、担当の職員さんを毎回参加協力なさっていました。だから、市民の皆様の熱い思いや夢や希望や創生の意欲も肌で感じてそばでいただいていたと思います。

ですので、今年度の予算は0だとお聞きし、私のよからぬ推測では、2次、3次と要望が上に上がる状況の中、市の限られた予算で削られたのだろうなと思い、さもなんと考えていたのですが、それが1次時点から、かの要望させ出ていなかったとお聞きいたしました。それは本当なのでしょうか。本当なら共に歩んできた私たちの思いは行政には届いていなかったのでしょうか。真実をお聞かせ下さい。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 予算要望は、当然、要望をする事業の趣旨、根拠、効果などをしっかり見据えた上で予算編成をしております。ですから、先ほど言いまし

たように、大きな課題がございますので、一定、この方向性を具体的にどのように進めていくのかという一等地をやっぱりつかまないと駄目だと思います。ですから、それを一定つかめた段階で次のステップへ移る段階で、今、北村議員がおっしゃったようなアクションは必ず伴ってくるというふうに考えております。

これでよろしいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 続いて3点目、新交通システムを考える。75歳以上の高齢ドライバーの免許更新が大きく変わる改正道路交通法が間もなく今週の日曜日、3月12日には施行されます。

改正後の新制度で大きく変わるのが認知機能検査を受けて、認知症のおそれと判定されると医師の診断を受ける必要があることです。受診する医療機関も原則自分で探す必要があります。

診断の結果、認知症と診断されると、免許取り消し、停止処分となります。それに重ねて、社会問題にもなっている悲惨な高齢ドライバーの交通事故も連日聞かない日がありません。警察も不安な方は自主返納を勧めています。

そんな中、滋賀県警は日本初の更新不可になった方のお知らせを自治体に公開して、生活の不便の改善にも踏み込んでほしいと考慮しています。本市でもそんな改正以後の更新できないドライバーの方や自主返納された方に対応する初動が求められていると考えます。

市内の高齢者からも自分の運転で事故を起こすのではと不安で自主返納したいけれど、あとの生活の不便を考えるとできないという声もよくお聞きします。現状のコミュニティバスでも市民の皆様からの改善要望は多く、今回の改正で高齢者の方の不安は一段と大きくなったと思います。ですので、例えば守山市のような乗り合いタクシーの導入や他市が取り入れておられるシェアカーなどの新しい交通手段を考えるときであると思いますが、そこで幾つか全ての質問を市民部長にお聞きしたいと思います。

1、本市の75歳以上の高齢ドライバーの数を把握されていますか。わかっていたら人数を、把握されていないなら推測数を教えて下さい。2、自主返納数の推移をお聞かせ下さい。3、今回の改定を受けて、本市の対応や方向性をお聞かせ下さい。4、コミュニティバスの見直しに29年度予算が計上されていますが、もちろん、コミュニティバスの見直しに限っての予算だと思いますが、高額ですし、その中に今改定に伴い、新交通手段の議論も入るべきだと思いますが、改善の余地はありますでしょうか。5、私の住む中主地

区では現在でも交通の不便や不安は大きいものです。重ねての今回の改定、出かける機会が減ると認知症の進行にもつながる場合もあります。何らかの早急な対応が求められると思いますが、方向性をお聞かせ下さい。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 北村議員の新交通システムを考えるについてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問いただいている中で滋賀県警が免許の更新のときに更新不可能になった方のお知らせを自治体に連絡というような内容の発言をされたと思いますが、これは2月の末に報道されたニュースのことを引用されているのでしょうか。そうであるならば、実はニュースの内容が正しく報道されていなかったようでして、更新課の方の情報を自治体に出すということは考えておられないということで訂正の要求をされているそうですので、お知らせをさせていただきます。

まず1点目の野洲市における高齢者の運転免許保有数ということですが、平成28年10月現在の数値ですが、2,210人となっております。

それから、2点目の自主返納数の推移でございますが、平成26年、27年、両年度とも72人ずつという形になっております。ちなみに、今年度は1月末の数字で73人でございます。

それから、改定に向けた本市の動き、考えなんですけど、考えといいますか、高齢者ドライバーの方の事故の状況が報道されたり、実際増えていることに対して国、警察の方で対策が必要と考えられて講じられた改正だと認識しております。

我々市町村では、安全対策をさらに進めるということが必要で、各関係機関と連携を深めていくことが必要なのかなというふうに考えてございまして、従来からの取り組みとして高齢者に対する交通安全教育の推進、あるいは案として警察守山野洲交通安全協会、老人クラブさんなどとの連携で交通安全教育を実施していくということと、また満70歳以上の返納される方に対しては野洲市免許証自主返納支援制度の普及支援ということで、コミュニティバスの回数乗車券を無料配布、今後もしていくということになるかと思われまます。

それから、コミュニティバスの改善の予算、改善の余地ということでございますが、ご質問の中でおっしゃっていますとおり、この事業につきましてはコミュニティバスの充実を図ることを主と目的としておりますので、実際にはコミュニティバスに限ってのこと

となろうかと思われます。

コミュニティバスは地域公共交通として一定の役割を果たしてございまして、より一層の機能充実を果たすよう、29年度の検討業務において路線の拡大を含む検討を行うものでございます。

それから、最後、出かける機会が減るとどうなるということなんですけれども、今後さらなる高齢化社会を迎えることになりましたが、そういった中で地域公共交通が果たす役割は大変重要性が高まっていると考えてございます。コミュニティバスの利用促進、あるいは利便性の向上に向けた検討をこれからも進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 今も部長がおっしゃっていただきましたように、野洲市は自主返納に関しましては滋賀県警察から出ております冊子にも出ているんですけれども、11市町村の中では一番サービスが充実しているところで感謝もしているんですけれども、今回の改正道路交通法の要点等のお知らせは市民の皆様にはどのように周知いただいていますでしょうか。

この中に認知機能検査を受けて認知症のおそれと判断されると、医師の診断を受ける必要があるとのことですが、それに伴って医療機関も原則自分で探すこととされていますが、地域包括センターに相談すると紹介していただける市町もあるそうですが、本市の場合はどうなっていますでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 制度改正の周知広報という点については、現在、どこも行ってはおりません。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 医療機関の……。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 申しわけございません。すみません、地域包括でそこまでされているのか、私、資料ございませんでした。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩します。

（午後1時27分 休憩）

（午後1時28分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 先ほどの答弁の中で、今回のコミュニティバスの見直しの件なんですけれども、駅前整備とか新病院、クリーンセンターの余熱施設のための見直しであるということは、勉強会でもお聞きしたんですけれども、それでしたら、来年度でもよかったかなと思うんですけれども、前倒ししてまで1,490万の予算がついていたと思うんですけれども、専門的な見直しになるので、外部委託費用だと聞いています。

ですが、コンサルだけに頼らずに、市民から改善点の要望はたくさん届いていると思いますので、この予算の中、少しでもこの新交通システムを駅にも広げて検討して、その結果、やっぱり野洲はコミュニティバスが一番ベストだという結果が出たら、それはそれで有効な予算だと思いますので、どうか財政が厳しい中、削られている事業も多いので、有効な使い方と、これだけの予算がついているのですから、改革案を期待したいと思いますが、今回の改正で今までの自主返納の1.3倍の方が免許取り消しになると言われています。後手に回らないように、是非、もう一度今回この改正の部分を議論に入れていただきたいと思うんですけれども、もう一度、最後に確認の答弁をお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 先ほど、答弁させていただいているとおりでございまして、今回はコミュニティバスの充実、拡充のための予算をつけたということでございます。

ちなみに、コミュニティバスを今の細かく走らせるようになったときもそうですし、平日ごろ、我々が業務を行っている中で、当然、他市の施策も常々情報を仕入れたりしているわけなんですけど、やっぱり野洲市の状況を見てますと、コミュニティバスが一番合っているというふうに判断をいつの時点でもさせてもらってます。

やっぱり、コミュニティバスは便数は少ないですけれども、決められた時間に決められたところに行けば、決められたバスが来るという、もっとも手間の要らないことでもございまして、例えばデマンド方式にしますと、一旦電話なりをして、本部に連絡をして時間の調整をして、そして、時間が不規則になりますので、この時間に間に合うように、例えば、すぐ行って、本当にその時間に来るのかどうか心配な、その余裕も含めて早く行ったりすることも必要になってきますので、実際、使われる方の身からしたら、細かく考えずにこの時間にここへ行けばよいという方式が一番よくて、なおかつ、今の現行ですと、地域の奥深くまで入らせていただいているところもありますし、今の野洲市の状況からいけば、何

度も言いますが、コミュニティバスのシステムがよいという判断を常々しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第3号、第6番、高橋繁夫議員。

○6番（高橋繁夫君） 第6番、高橋繁夫であります。

今年は暖冬という予想でありましたが、大雪となりました。大雪の被害が大きかった高島市や長浜市などは大雪対策の除雪経費や職員手当、ビニールハウスなどの倒壊による復旧費などの予算確保に向けて、一般質問により状況を確認されております。

さて、私は、今回は分割方式にうより、2点にわたり質問をさせていただきます。

まず1点目のPCB使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理について質問いたします。今回、PCB、ポリ塩化ビフェニルに関連します一般質問を思い立ったのは、昨年暮れにある文面を目にしたことから発端となりました。聡明な皆さんは既にお気づきであったと思いますが、思慮が浅い私は今まで気づかなかったのであります。

昨年の暮れに、庁舎東別館前を歩いておりましたら、東側に小さい平屋の倉庫があります。その倉庫のドアに赤い字で「特別管理産業廃棄物PCB汚染物保管場所」と書かれているのが目に飛び込んできました。そのPCB汚染物質とはどのようなものかが気になりまして、関連する資料を調べてみました。

このPCB廃棄物に関しては法律的にはPCB特別措置法、根拠法令となります。

まず、PCBの基本事項についてであります。ビフェニルの水素が1ないし10個の塩素に置換した化合物の総称でありまして、水に溶けない、化学的に安定、電気絶縁性が高いなどの性質を持つ工業的に合成された化合物であります。電気絶縁性等の性質により、工場、ビル、学校などの高低圧トランスやコンデンサ、蛍光灯や水銀灯などの安定器に使用されました。熱媒体としてパネルヒーター、また感熱複写などに使用されておりました。これらの製品のうちにPCBが含まれるのは昭和28年から47年に製造されたものに限定されるようで、その間の製造段階でPCBが含まれているものでございます。

ただ、問題はPCBが持つ毒性であります。毒物や劇物に相当する強い急性毒性はありませんが、長時間の摂取により体内に蓄積される性質があり、その蓄積の結果、人については目やに、まぶたの膨張、爪や口腔粘膜の色素沈着や発疹が見られ、肝臓肥大と機能不全等が報告されています。

特に、1968年（昭和43年）、カネミ油症事件が発生し、PCBを原因とする食中毒が大きく報道され、社会事件として取り上げられました。この事件を契機に、1972

年（昭和47年）、通産省の行政指導により、PCBを含んだ製品の製造中止、回収等の指示が出されました。翌年の1973年から処理施設の立地に向けた取り組みが開始されましたが、資料を見ていますと、39戦39敗、この立地は全て失敗という結果となり、この間、1万1,000台が紛失となった旨、報告されています。

その後、世界的に一部のPCB使用地域から全く使用していない地域と、特に北極圏等への汚染の拡大が報告されたことなどから、背景として国際的な規制の取り組みが始まり、残留性有機物汚染物質に関するストックホルム条約が平成16年5月に発行となり、そういった流れもあり、PCB廃棄物特別措置法が制定され、当初の処理期限は平成28年7月でありました。しかし、この処理期限を目の前にして、PCB廃棄物対策が進んでいないことから、平成28年5月にPCB廃棄物特別措置法の改正がなされたところであります。

このように、PCB廃棄物に関して調べていくうちに不安になり、今回、一般質問に及んだものであります。

それでは、質問に移ります。

1、この汚染物は過去どこの施設で使用したもので、どのような用途に使用されたものであるかを伺います。2、PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならないよう、定められています。今回の改正により、大阪事業エリアでは平成33年3月31日までとなっており、処分期間が過ぎると、事実上処分できないこととなります。現在保管しているPCB汚染物について当局は何年に処分を予定しているのかを伺います。また、他に使用された汚染物はないものと伺います。3、先ほど申し上げた中で、昭和32年1月から昭和47年8月まで国内で製造された照明器具の安定器にはPCBが使用されたものがあります。なお、一般家庭の安定器にはPCBが使用されたものがないことが資料に書かれています。製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は劣化して破裂し、事故が発生しており、昨年11月11日付けで環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名で必要な確認をする旨の通知がされています。本市で管理する物件でその確認がされているのかを伺います。その確認結果をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 高橋議員のPCBの関連の施設と使用用途についてのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

現在、野洲市で保管をしておりますPCB廃棄物、126個ございます。使用していた

施設別の内訳でございますけれども、祇王小学校から出てきたものが118個、旧レークセンター、菖蒲にございますけれども、こちらからが2個、それから解体済みの野洲第2保育園から3個、同じく解体済みの野洲市教育集会所から1個、それと、使用箇所が不明なものが2個というふうになっております。その用途はいずれも照明器具の安定器でございます。

それから、2点目の処分予定年度、他に使用された汚染物はないのかというお尋ねでございますけれども、PCB廃棄物の処分につきましては、処分先でございます中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCOというところがございますけれども、こちらに処理の希望計画書を提出済みでございますして、登録を終えております。ただ、処理が現在予約集中しておりまして、今のところ、29年度での処理の実施は困難というふうに伺っておりまして、平成30年度以降になるという回答を得ているところでございます。

それから、3点目の確認とその結果についてでございますけれども、昨年11月1日で環境省の大臣官房廃棄物・リサイクル対象部長名の通知がございまして、これに対する対応でございますけれども、同月の25日付けで滋賀県の環境社会推進課の方から通知がございまして、その2日後に28日でございますけれども、PCB安定器が出荷されていた昭和47年までに建築された公共施設を所管するそれぞれの所属に対しまして、PCBが使用された安定器がないかどうか確認をするように周知を行いました。

その結果、中主B&G海洋センターが所管をいたします旧レークセンターにございます照明器具の安定器2個が該当するということがわかりましたので、そこから撤去をいたしまして、議員がおっしゃっておりますこの保管庫、こちらの方に保管をしたというところでございます。

また、これ以外に各施設からの管理者からのこのPCB使用の安定器の報告というものがございませぬので、他にはPCBの安定器はないものというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 高橋議員。

○6番（高橋繁夫君） では、再質問をさせていただきます。

PCBの廃棄物、これ、旧野洲町並びに中主町の庁舎には、これはもう処分された、今の現在のPCBの倉庫あるんですかな、216のうちに当たるんですかな。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 旧中主町にあったものはどうなっているかということなんですけれども、それら全て今の保管庫の方に移管をしているということになってございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 高橋議員。

○6番（高橋繁夫君） これは特にISO14001、環境マネジメントシステムに取り組みられた成果であると評価するものであります。この環境マネジメントシステムでは法的及びその他の要求事項に関係、環境に関する主な法令リストの化学物質において、PCB特別措置法も位置づけられていることから、今回のPCB廃棄物の適切な保管につながったものと私は考えております。

そういった意味で、野洲市では平成17年3月にISO14001を取得され、そのことは旧野洲町では平成13年3月に取得されたものでございますね。それにつきましては、正しく今回適切な管理につながったものであります。

一方、旧中主町ではISO14001を取得しないで、今回のPCBの適切な管理につながった要因を解明すれば、今後の環境面なりでプラスになるものがあるかと思えます。

そこで、旧中主町の適切な管理業務に至った経過とPCBの保管状況をお尋ねするものでございます。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 旧中主町での保管状況がどうだったかということに対しましては、今現在はその当時の管理状況、そうしたデータを持ち合わせておりません。ちょっとその点についてはお答えしかねるということでご容赦いただきたいと思えます。

○議長（坂口哲哉君） 高橋議員。

○6番（高橋繁夫君） 答弁、ありがとうございました。PCB廃棄物は有毒でありますので、早期の処理に向けての予算化を要望して次の質問に移ります。

2件目は、JR篠原駅南口開設に伴う案件についてであります。平成27年2月議会におきまして、JR篠原駅南口広場の開設を見込んで利便性がアップするよう、村田製作所を通勤のバスの新規路線について質問させていただきました。そのとき、所管します市民部長より、現状の県道安養寺入町線はバスが離合できる幅員が確保できない県道安養寺入町線の道路整備が整ったら利用者の利便性が高まるよう、関係機関に働くという内容でありました。

現在、県道工事も進み、入町自治会の移転補償契約も整いました。そこでこの県道安養寺入町線の完成はいつごろになるかを伺います。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、高橋議員の２点目のＪＲ篠原駅南口開設に伴う案件についてのご質問についてお答えをいたします。

県道安養寺入町線の完成予定につきましていつごろになるのかというご質問でございますが、まず、篠原駅南口アクセス道路から市道大篠原入町線交差点改良部分までの第１工区につきましては平成２８年５月に工事が完了しまして、既に共用されている状況でございます。

次に、この第１工区終点から国道８号に向かって約６００メートルの区間を第２工区として位置づけをしまして、平成２８年度から工事着手されているところでございます。今年度は起点から自治会館までの約４８０メートルの区間の工事を終える予定でございます。

平成２９年度は道路改良工事を一旦休止しまして、入町自治会館が新たに建築された上で道路法線上にあります現在の自治会館が解体撤去されるまで移転期間となりまして、その自治会館の移転完了後、残る区間の工事が再開されまして、平成３０年度末には完成予定となっております。

以上、答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 高橋議員。

○６番（高橋繁夫君） ありがとうございます。２８年の５月ごろに完成予定であると答弁をいただきました。

では、１点だけ再質問いたします。

この県道安養寺入町線は国道８号より３００メートルぐらいは過去にバイパスとして整備されたものであり、もとは現在のコンビニの裏の道路で、山の上が県道でありました。国道との交差が鋭角であり、見通しも悪かったことからバイパスとして整備されたものと聞いております。今回の改良事業で片側ではありますが、東側に歩道が設けられております。そこで、国道から約３００メートルのこの区間は歩道が設けられておりませんが、今回の改良事業で歩道が設けられるものかをお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、高橋議員の第２工区から国道８号に至る、いわゆる第３工区の歩道整備ということで計画があるのかというご質問についてお答えを

させていただきます。

先ほど、高橋議員のお話の中で、28年5月完成予定とおっしゃったように聞こえたんですが、先ほどのご質問の完成時期については平成30年度末ということで、ご確認の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、再質問についてお答え申し上げたいと思ひます。

現在のところ、滋賀県においていわゆる第2工区から国道8号に至る第3工区の歩道整備の予定は現在のところございません。しかしながら、入町自治会は篠原駅周辺地区、自治会館がある周辺地区及び国道8号周辺地区の大きく3カ所に分散して集落が形成されているという、いわゆる特異性があるということから、コミュニティーのさらなる維持、発展のためにはネットワーク的な歩道整備が当然必要であると、このように考えておるところでございます。

また、昨年4月には篠原駅の南口が開設されまして、今後、通る線が整備されますと、通学や国道8号周辺の工場等へのいわゆるアクセスが増加するということが十分予想されるということから、今後も引き続き、滋賀県に対しまして、国道8号との交差点対応も含めまして、第3工区の歩道の早期重要化を要望してまいりたいと思ひます。このように考えてございます。

以上でございます。

○6番（高橋繁夫君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 先ほど、高橋議員の3点目の質問の答弁の中で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名の通知、この通知日を昨年11月1日というふうに申し上げたようでございまして、正しくは昨年11月11日付けということでございまして、訂正をさせていただきますと思ひます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第4号、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

それでは、質問させていただきます。

最初に、安倍政権が進める働き方改革と市職員の実態に関して質問します。

社会的問題となっているブラック企業で長時間労働やブラックバイトが横行する中、安倍政権は働き方改革として労働時間の規制を掲げるが、その中身は時間外労働が週60時

間で年間720時間、繁忙期には月100時間の時間外労働が可能になると、労働者の命と健康を守るという姿勢は感じられません。

また、成果主義として労働時間よりも成果を評価する、残業代ゼロ法案も狙っているなど、労働法制の改悪をより一層強めて、企業が世界で一番活躍できる国づくりを進めている一方で、労働者の命と健康が脅かされています。

昨年、大手広告会社の新入社員が長時間労働で自殺に追い込まれ、若い命を落とされたことがマスメディアでも報道されました。滋賀県庁においても100時間を超える時間外労働の実態が明らかになり、月80時間の残業をし、過労死ラインを越えている人が254人もいることがわかり、労働基準監督署が是正勧告を行いました。

不夜城の本庁舎、まるでブラック企業という声が上がっていました。今日では同一労働同一賃金、働き方改革も進められようとしています。市における働き方改革はどのようになっているのかお聞きします。

本市において、正規職員と嘱託職員の割合は、10年前と比べてどのようになっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 東郷議員の1点目の本市における正規職員と嘱託職員の割合、10年前と比べてどうなっているかということですが、10年前の平成18年度につきましては、正規職員が約75%。嘱託職員が約25%でございました。28年4月1日現在では、正式職員が約68%、嘱託職員が32%というふうになっておりまして、嘱託職員の割合が若干増加をしているという状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） これで、10年前と比較すると、嘱託職員が七十何人か増えていると思うんですけども、今後、このように嘱託職員が増えていくのかどうか、そのことをお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今後、増えるかどうかというところにつきましては、ちょっと予想は立てられないんですけども、次の質問とも関連するんですけども、当然、嘱託職員はいわゆる業務全体の中で特定の業務に携わってもらったりとか、専門性、そうした分野に嘱託職員をとということですが、今後もそうした業務が多様化したり、専門化したりというようなことも考えられますので、増加する可能性はあるというふうに

考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 嘱託職員が専門職ということなんですが、嘱託職員は全て専門職なのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 全てかという、そうではございませんで、それぞれの職場の状況に応じまして、必要な部署にはそうした嘱託職員で対応させていただいているというところがございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 2015年度の職員の時間外労働を含めた年間平均労働時間は何時間なのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 2015年度、27年度でございますけれども、時間外勤務手当の対象となる職員の年間の平均労働時間につきましては、年間で約2,030時間となっております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 職員の1カ月の時間外労働は何時間と定められていますか。

○総務部長（遠藤伊久也君） 職員の時間外労働の限度については定めてございません。ただ、学校給食センターにつきましては、これは労働基準法の別表の第1号に該当する事業所ということになってございまして、学校給食センターの労働者の代表者との間で、調理師は月20時間、一般事務職で月30時間を上限といたしまして、労働基準法の第36条の規定に基づきます時間外労働及び休日労働に関する協定、いわゆる三六協定でございますけれども、これを締結いたしております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 市の職員で時間外労働が1カ月に70時間を超える方はおられるのかどうかお聞きします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 27年度におきまして、1カ月の時間外労働が70時間、これを1度でも超えた職員ということになりますけれども、36名おりました。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○ 9 番（東郷正明君） 今、1 度でも超えた方が 36 名ということでしたけれども、これが 2 カ月と 3 カ月が連続して超えたということはないのでしょうか。

○ 議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○ 総務部長（遠藤伊久也君） 連続して 70 時間を超えた職員がいるかということですが、連続した者もおります。

○ 議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○ 9 番（東郷正明君） 原因は何だったのでしょうか。

○ 議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○ 総務部長（遠藤伊久也君） ご承知だと思いますけれども、職場において季節的に大変多忙な時期の職場もございます。例えば、税務課ですと、今、申告時期でございますし、申告から 4 月に入ってから付加時期、そうした時期については課全体が多忙な時期になりますし、また財政課も予算編成、年末からこの 1 月、2 月といったところで多忙な時期を迎えるという中で、当然、みんなが全員が時間外をして業務にあたるというようなこともございますので、そうしたところではございます。

○ 議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○ 9 番（東郷正明君） 繁忙期とかに仕事がどうしても集中するというので残業しておられるんですけども、職員の配置とかいろんな工夫をして、できる限りそういった部署に負担がかからないように、できるようにすることはできないのでしょうか。

○ 議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○ 総務部長（遠藤伊久也君） 当然、そうしたことも考慮しながら、人事の配置もさせていただいておりますし、それと共に人事課付で臨時職員を採用いたしまして、そうした季節的な忙しいところに配置をするというようなことも対応としてさせていただいております。

○ 議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○ 9 番（東郷正明君） それでは、2015 年度で時間外労働が最も多かった方の年間時間外労働というのは何時間でしょうか。

○ 議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○ 総務部長（遠藤伊久也君） 2015 年、27 年度でございますが、時間外労働が最も多かった職員については年間で 1,228 時間でございます。

○ 議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 年間の時間外労働が1,200時間を超えているということになると、1カ月ずっと多分100時間を超えていると思うんですけども、これでは過労死ラインを超えていると思うんです。管理がされていないと思いますし、今後きちっと管理ができるように改善が必要であると思いますけれども、この対策をとれるのかどうか、国会では日本共産党の梅村衆議員が国会で滋賀県職員の長時間労働を取り上げて、労働基準監督署が是正勧告を行いました。

野洲市では、長時間労働に対して今後どのように対策をとられるのかお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） こうした職員に対する指導監督ということになんですけども、当然、人事課から管理職を通じまして、こうした職員に対する指導等もさせていただいておりますし、現にこの職員に対しまして、人事異動等によりまして配置転換を行いまして、こうしたことの解消につながるような対応もさせていただいたところでございます。

今後につきましても、当然、人事異動にあたりまして、職場の業務量、あるいは体制がどうなのか、そうしたことも聞き取りもさせていただきながら、適正な人事配置、組織の編成というようなことで対応しておるところでございまして、今後もそうした活動で対応に努めてまいりたいと、このような考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今後、しっかり対応よろしくをお願いします。

それで、先ほどの質問の5番と6番で労働時間の多かった部署はどことどこ、複数あればそれぞれの部署を教えてください。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 先ほども少し答弁で触れさせていただきましたけれども、税務課ですとか財政課、こういったところが時間外労働が多い、職員全体として。課の中で1人突出しているということではなく、課全体で業務が忙しいというところで、多いのが今申し上げました税務課なり財政課というところが上位に来ているということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今後また改善されていくことと言われてましたけども、よろしくをお願いします。

それでは、年次有給休暇についてお尋ねします。2015年度の有給休暇の平均取得日数は何日だったのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 平成27年1月から12月までの年次有給休暇の平均取得日数につきまして、1人当たり12.3日というふうになってございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 年次有給休暇は年間たしか20日ぐらいですね。半分は取られているけども、結構残されているということなんですけども、職場の中で有給休暇が取りづらい状況になってるのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 先ほど申しあげましたように、当然、業務が多忙な時期、そういうような取りづらい時期もございますけれども、年間通して、年休が取りにくいというような職場はないというように認識をいたしております。

ちなみに、県下の状況を申し上げますと、滋賀県内で野洲市のこの12.3日、これは最も多いというデータがございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 私の職場、昔サラリーマンをしていたんですけども、そのときは私、組合をやっていたまして、一人ひとりの自分の担当する職場、組合員の年次有給休暇とか把握してまして、その辺の計画的な取得とかその辺を常に見えるとか口頭とか、いろんなやっていました。管理職の人ともこの人、年次有給休暇少ないですよとって、その辺でできるだけ取られるようにしておりました。また、その辺の工夫もよろしく願います。

それでは次に、年次休暇、取得の0だった方はおられるのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 27年度中に取得が0という者は、保育園、幼稚園も含めましてですけども、全体の中で3名、0の方がおります。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次に、育児休暇を取得されたのは女性職員が何人で、男性職員が何人でしたのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） これも平成27年度の実績でございますけど、育児休暇を取得した女性職員が27名、男性職員が1名でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 男女平等ということで、相互の協力によって夫婦間もいくし、そういう意味では子育てはお母さん、仕事はお父さんというのはちょっと今の時代にそぐわないので、男性職員の方もできるだけ育児休暇を取りやすい環境をつくっていただくよう、またお願いしたいと思います。

それでは、疾病とか精神疾患、ストレス等で長期休暇をされている方はおられるのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 長期休暇の取得の職員でございますけれども、平成28年度において心身の故障により、病気休暇90日を超える、地方公務員法に基づく分限休職というふうになった職員は8名おります。そのうち1名については現在復職をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 8名の方が90日を超えるということだったんですけども、これも長時間労働に影響しているのかなと思うんですけども、その精神疾患とかストレスか病気がちょっとわかりませんが、その原因を明らかにしていかないと大変なことになると思うんです。その辺の対応としてはどのようにされるのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） こうした職員の対応でございますけれども、当然、人事課の方でこうした職員に対する心のケア、そうしたこともさせていただいております。専門家の医師の相談というような機会を設けたりもいたしております。あと、当然、本人もそうした専門の医療機関に通っているというようなことで、そうした対応についてもすぐに専門家に治療を受けるようにというようなことも促しているという状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 職場の環境に合っていない方もおられると思うし、その他病気の方もおられるし、またそれぞれの原因を明らかにして、本当にその人が早く職場に復帰で

きるように働きかけをよろしく申し上げます。

次に、政府は働き方改革実現会議で1年間の残業時間の上限を720時間、月平均60時間とする方向で合意し、繁忙期の1カ月当たりの上限を100時間が案として検討されていますが、これはどのように認識されますか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） これにつきましては、有識者による会議での検討案でございますので、当然、尊重すべきというふうに考えておりますけれども、職員の健康管理あるいはワークライフバランスの確保の観点等から、労使それぞれにとってよりよい改正になるようにというふうに期待をいたしております。

それから、先ほどの質問の中で、長期休暇の職員が長時間労働と因果関係があるようなご発言がございましたけれども、それぞれ長期休暇を取っております職員、いろいろ原因と聞き取りをする中で把握をいたしておりますけれども、そうした長期休暇の者が長時間労働と直接結びついているというようなことは言えないということだけ申し上げておきたいと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 先ほど、働き方改革の実現、尊重すると言われましたけれども、もともと1988年でしたか、1998年の大臣告知では残業は週15時間、月45時間、年360時間というように言われているんです。そういうことを考えると、残業時間が年間で720時間、月に60時間というと、毎日3時間ぐらい残業されることになりますね。上限も100時間だと5時間ぐらい残業されますよね。定時間日があるんかどうかようわかりませんが、これは国の働き方改革実現会議ですか、こんな尊重されるようではほんまに健康守れへんと思うんです。ここは、やっぱり命と健康を守ってこそ、しっかり職員さんも働いてもらえると思うので、この辺はほんまに働きやすい職場にさせていただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、民間企業では働き方改革に着手し、さまざまな取り組みが始められています。日本電産では2020年に残業代ゼロを目指されたり、洋服のはるやまでは今年の4月からノー残業手当として月間の残業ゼロを実行した人に手当が支給されるとしています。

これまで、こうした企業、猛烈残業を繰り返していたブラック企業といわれた企業も働き方改革に着手し始めています。公務員ということで民間と全く同じようにするのはできないということもありますが、市の働き方改革でどんな取り組みをしようとしているのか

お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 市の働き方改革をどのようにということでございますけれども、まずは業務の改善が必要でございますし、事務事業の見直し、こうしたことが必要であるというふうに思っておりますので、そうした中で、事業量を減らす取り組みが重要というふうに考えております。その上で職員の健康管理に資するために、ノー残業デー、これを徹底するなど、時間外勤務の縮減に向けての引き続き取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

特に、時間外勤務が多い所属につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、きめ細かくそれぞれ所属のそうした要因についての分析をした上で、重点的にその部署に対しての改善を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） また、速やかな改善の方をよろしくお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次の質問に入ります。

市民の公共施設とサービスをということで、地方行政サービスの改革の推進に関する留意事項について平成27年8月28日総務大臣より通達が出されています。本市においても、合併から12年になり、公共施設の老朽化と今後の施設の整備や運営のあり方が問われます。

現在、野洲市公共設備等総合計画案が出され、パブコメもされているところですが、公共施設統廃合は自治体にとってはプラスもあればマイナスもあります。今、全国の自治体では公共施設の老朽化や稼働率、人口動態、財政見通しなどの客観的な指標で将来の再編や統廃合を考えています。しかし、公共施設は市民の共有財産という視点で実施計画が具体化されなければならず、決してコストだけで削減されるものではありません。

そこでお尋ねします。公共施設についてどのような認識を持っておられるのかお聞きします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 東郷議員の公共施設の認識について答弁をさせていただきます。

本市の公共施設は、全123施設、総延べ床面積が約19万平方メートルでございます。そのうち、建築後、30年以上が経過している施設が約2割を超えておりまして、今後、大規模改修や建て替え等の検討が必要となる施設が増えまして、多くの整備費用が必要になる時期を迎えることとなりますので、適切な施設マネジメントが必要な状況にあるというふうに認識をしております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 地方創生における選択と集中、コンパクトシティについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 2点目の地方創生における選択と集中、コンパクトシティ化についてでございますけれども、ご質問の中で選択と集中とコンパクトシティ化を併記として、その考え方をご質問いただいておりますけれども、本市が現在策定を進めております立地適正化計画において提唱しております多極ネットワーク型コンパクトシティは、選択と集中によるものではございません。地方創生におけるコンパクトシティ化の考えということでございましたが、地域全体の活性化を図るものでございまして、地方創生に資する取り組みであるというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 国が地方創生という名の下でコンパクトシティを進めていかれるのですけれども、これで建設会社、大企業が大もうけする中、それを進め、町の端っこいうか、片隅に置かれた田舎がますます過疎化して住めなくなる地域が増加するんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今も申し上げましたように、多極ネットワーク型というような形でございまして、それぞれで中心部からそれぞれ町の隅々までネットワークでつないでいくという考え方でございますので、そのようにはならないというふうに考えてございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君）　今回、公共施設整備等計画で用途廃止予定にピックアップ施設について関係する地域や自治会には、今後、どのような説明をされていくのかお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君）　野洲市公共施設等総合管理計画の施設評価につきましては、調査した時点、これが平成27年作成の固定資産台帳を基に実施をしておりますけれども、その時点の公共施設の状況を簡易的に評価した結果、それを指標として示したものでございます。そのまま各公共施設の具体的な方向性を決定するというようなものではございません。

今後、施設が提供しますサービスも含めまして、5万人規模の本市に適した施設のあり方について慎重に判断をしまいたいというふうに考えております。

なお、用途廃止については、施設の廃止ありきで進めるのではなくて、市民からの意見も聞きながら、施設において提供しているサービスとそれとコストのバランス、それから事業の必要性等も含めまして、慎重に検討を行い、決定をしまいたいというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○9番（東郷正明君）　今、廃棄ありきではないということをおっしゃったので、公共施設は建設年数が30年経つと大規模改修とか、60年でまた建て替え等の更新が必要になってきます。更新か廃止か選択も必要になると思いますし、また住民の財産であるコストだけで廃止してしまうということにならないよう、それも先ほど答弁されましたので、またしっかり対応の方をよろしくお願いします。

次に、老人憩の家が、比留田、野田、比江が、用途廃止の対象になっていると思うんですけども、高齢者が増えていく中で、これ、時代に逆行しているよと言われてました。多くの方が使用されているので存続が必要であり、これはなくなると困るわとか、また移譲された場合、将来、自治会の負担で建物を解体するとなれば、とてもじゃないけど、財政的に無理という、そういう声がありました。もし、自治会優先的に、比江やったら、自治会館が大きいので、そこでいろんな活動とかされているんですけども、今後、建物を管理しろというのであれば、維持管理の予算ぐらいは組んでほしいということも聞きました。

それに対して、どのようなお考えか求めます。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君）　それでは、東郷議員のご質問の4点目の老人憩の家

のご質問についてお答えをいたします。

老人憩の家は、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、心身の健康の保持増進を図るための施設となっております。老人憩の家の整備につきましては、市町村の設置により、県補助金の対象となる制度であるため、旧中主町が事業主体となって整備されたものでございます。

その財源は、県、町、地元区がそれぞれ負担をしておりましたが、現在、当該事由はございません。

現在、野洲市老人憩の家条例におきまして、設置しております老人憩の家は旧中主町で整備された11カ所となっております。その管理につきましては、旧中主町における中主町老人憩の家設置条例によりまして、各自治会に管理を委託しておりました。

しかし、契約書が未締結であったため、平成11年に各区長と委託契約を締結、契約書の中で、町が支払うべき委託料は無料、修繕に要する費用は地元区の負担が明文化されたところでございます。

平成18年4月からは、指定管理者制度によって、委託のときと同様、指定管理料は無料で、地元自治会に管理をしていただいております。

老人憩の家は、古いもので昭和47年に建築をされております。先ほどの答弁にもありましたように、施設の評価は調査した時点の公共施設の状況を簡易的に評価した結果を指標として示されたもので、老人憩の家につきましても、そのまま施設の具体的な方向性を決定したものではありません。

築年数の経過による老朽化や耐震性の問題、一方で新しい自治会館が建ち、その機能も変わっているものもあるかと思えます。

用途廃止につきましては、先ほど、答弁させていただきましたように、施設の廃止ありきで進めるのではなく、老人憩の家の利用状況と自治会の意見も聞きながら、残すことを希望される自治会へは譲渡のあり方を、除却を希望されるのであれば、国の制度も探りながら、市及び地元負担の軽減も検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 国の介護保険制度も改定が行われ、今後、ボランティアとかそういうところが使われると思うんですけども、ますますそういう憩の家などの場所が必要になってくると思えます。自治会が要らんといわれるものは残す必要はないと思えますけれ

ども、使われているものに対してはしっかり代替えの施設がない限り、行政としてそうした高齢者の集まる施設を、指定管理員になって自治会がやるんですけども、それに対しても自治会に対してもしっかり支援の方をしていただき、それと廃止にならなくても大規模改修になった場合、それはどのようになるのかお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 先ほどもご答弁させていただきますように、利用状況と自治会の意見も聞きながら、残すことを希望される場合には自治会への譲渡と、また除却を希望されるのであればということで、今後の施策を検討してまいるといふことで、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） できるだけ自治会に負担のかからないようによろしく願います。

次に、土木インフラ整備では道路整備や橋の修理、また水道管更新など、生活に直接関わる問題であり、いつつくられたかわからない橋や、また疲弊した道路整備は急がなければなりません。企業計算より早く対応が求められてくる場合の発生も想定されることも考えますが、どのような優先順位で整備されるのでしょうか。また、現時点で年次計画を立てて、何年かけて整備することになっているのか答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、5点目の土木インフラ整備のうち、道路整備と橋梁補修の優先順位と、それぞれの年次計画についてお答えをいたします。

道路整備における優先順位につきましては、平成27年度に市内の緊急輸送道路や交通量の多い市道18路線の幹線道路を対象に、路面正常調査を実施しております。

この調査結果に基づきまして、路線ごとに修繕箇所を特定しまして、平成28年度から5ケ年の舗装修繕計画を立てまして、順次計画的に維持補修に努めているところでございます。また、月に1度の道路パトロールによりまして、現場確認を行い、その程度に応じまして、簡易なものにつきましては常温合材による簡易補修で対応し、簡易補修では対応できないものにつきましては、その都度、緊急修繕工事で対応しているところでございます。

橋梁補修における最優先で点検すべき橋梁につきましては、緊急輸送道路をまたぐ歩道

橋、保線橋、緊急輸送道路を構築する橋梁の3点を補修の優先順位としまして、点検を進めており、橋梁補修の年次計画につきましては、橋梁長寿命化修繕計画の対象橋梁、40橋を平成25年度から34年度までの10カ年にわたり、順次補修を行っているところでございます。

また、平成25年6月の道路法の一部改正に基づきまして、平成26年に一部改正されました国土交通省令により、市道として管理すべき2メートル以上の橋梁、339橋につきましては、5年に1度の周期での点検が義務化されたところでございます。

これによりまして、対象の橋梁全てにつきまして、近接目視定期点検を実施いたしまして、健全度区分ごとに分類整理をしておるところでございます。

そして、この点検結果に基づく緊急度に応じまして、平成25年度から29年度までに最優先で修繕を予定している40橋が完了次第、順次補修を行うこととしております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） お答えをいたします。

水道課の更新につきましては、来年度、平成29年度ですが、策定を予定しております更新計画に基づきまして順次更新を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 安心安全なまちづくりのため、よろしく申し上げます。

時間がまいりますので、次行きます。

野洲市農業守る支援策ということで、農業ほど国に施策によって大きく左右される産業はありません。米国大統領選挙でトランプ氏が勝利し、就任と同時に撤退するとしたTPPが昨年12月、国会で強行採決されました。トランプ氏は公約どおりTPPを撤退しましたが、2国間協議で自由貿易協定を結ぶFTA協議が想定されます。これまで、長期間続いてきた米の生産調整と交付金は2018年度に廃止されることになり、直接支払金は2017年度が最後となります。

小規模農家では自由競争において競争力を維持できないため、大規模農家への生産集約や農家の経営力が求められますが、小規模農家は現実的には補助金なしではプラスアルファの収入を得なければ立ち行かなくなる状況で追い込まれると思います。

野洲市の農業の将来を考えると、農業として、農業すれば食べていけるという展望

がなければ人材育成も見えてこないのではないのでしょうか。

減反廃止の影響を食いとめるため、市独自のプランがあるのかお尋ねします。

減反調整廃止、交付金廃止の影響は大きく、農家への打撃は大きいと思いますが、農家がこれに持ちこたえるだけの市としての支援対策はあるのかどうかお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 野洲市農業を守る支援策のご質問の第1点目、減反調整廃止、交付金廃止に対する市の支援策についてのご質問にお答えをいたします。

基本的に国の制度改正によりまして、野洲市の農業が大きく変わるものではないと、このように考えております。野洲市におきましては、農業経営の安定を図ることを目的に地域特性に応じた農業振興を図ると共に、経営に係る的確な情報を提供いたしまして、また食の安全保障の観点も含めまして、農業者が安心して生産できるように推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 現在、農業を続けるほとんどの小規模農家の方は、もうけは少ないけれど、交付金もあり、何とか先祖から引き継いだ農地を守ろうとして必死に頑張っておられます。

また、次の後継者がいないので、機械が使えなくなったらわしの代で終わりや、こんな声をよく聞きます。これまで国が自給率を求めず、輸入米を入れてきた結果が今日の農業の状況を生み出した、またアメリカ言いなりの農業施策からの転換を国に求めるべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 農業転換について国に求めるべきというようなご提言でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、国の方針によって大きく変わるものではないと、基本的にこのように考えておるところでございます。現在進めております野洲市の振興計画がございます。その中でもうたっておりますけれども、国からの情報提供、適切にすると、全国の自給見通しや各産地におきます販売や在庫の状況などがございます。

また、これまで進めてきました集落ごとのブロックローテーションなどによる麦、大豆の作付と耕地利用を図る、このように進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、地域特性を生かした農業の振興に努めていきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 農地集積大規模化の現在の進捗状況は農政改革の働きに順応できているのか、これで野洲市の農業は大丈夫と言えるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 農地集積につきましては、農地中間管理機構を活用いたしまして、またあわせて、従来からの農業経営基盤強化促進法に基づきます利用権設定をされております。このことから、平成27年度末でございますけれども、農地集積率70.3%ということで、近畿でトップクラスとなっているという状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 人材育成では若者の就農ということも聞きますが、野洲市の農業、全般とすれば、これで本当に次の世代の農業が切り開けていけるのか、どうお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 人材育成につきましては、農業普及員やJAとの連携により、就農相談などを行っているところでございます。農地の集約によりまして、大規模経営を行う青年農業者は増加傾向にあるところでございまして、これを次世代へ引き継ぎ、円滑に世代交代を進める必要があると思っております。

なお、大規模経営者だけでなく、農地の維持を支えている中堅小規模農家につきましても経営が維持できるような支援施策を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 若い人の面も出ていますけれども、それよりも農業をやめていくの方がはるかに多いと思うんです。若者が農業を職業として選択をする場合、やっぱり農業をすれば食べていけるということにならないと、農業が職業として選択にならないと思いますけれども、それと大規模農家の方に集約されて大丈夫だと言われますけれども、ほんまに私はそういうふうに思わないんですけれども、本当に大丈夫なんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 昨日も申し上げましたけども、新規農業者は平成26年度以降、3名おられます。いずれの方につきましても30代ということで、すいかあるいは野菜を中心にされておる方でございます。

農林業センサスによりますここ近年の5年間の推移は、昨日答弁を申し上げましたように、随分と減っているわけでございますけども、農地流動化によりまして、農地集積が図られているところがございます。野洲市にとっては問題はないと、このように考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 3名、若い人が入ったというけど、やめている人の数は二百何十軒の方がやめて、人数よりも軒数でいうたら、すごい人が農業から離れていっていると思うんです。しっかり農業を守られるようによろしくをお願いします。

ちょっと時間がありませんので。トランプ氏が勝利したことにより、TPPは破綻しましたが、今後、2国間協議が想定されます。日本のTPP、国会決議の批准について、さらに厳しいものが突きつけられることが考えられます。2国間のFTA協議をすべきでない国に求めると考えますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 本件につきましては、国家間レベルの案件でございますので、市としては我が国には不利にならないように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） TPPもそうでしたけども、このFTAでも地産地消とか、今全国で日本でやられているんですが、そうしたことができなくなって、どこの国でどこの地でとれたものとかも表示できなくなったり、また安全基準も、国の安全基準が守られなくなりますので、やっぱりそうしたことが守られるように国に上げるべきだと思います。

次に、農業改革で株式会社化されようとしていますが、独占禁止法が適用され、共同出荷や共同計算ができなくなる可能性が強い、商社化、銀行化が進み、多国籍企業が参入しやすくなりますが、それで日本の農業、野洲市の農業が守れると思われるのかお聞きします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 本件につきましては、農協のことでありまして、また不

透明な点もございますので、お答えはできませんが、いずれにいたしましても野洲市といたしましては、農業振興計画に基づきながら、諸施策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 農業振興計画で、野洲市は増田先生も一緒に考えておられて、増田先生の話をお私何回か講演受けまして、TPPのそういういろんな話も聞きまして、そういった農業を守るという観点でしっかりやっていただきたいと思います。

次に、農業改革で単位農協の信用、共済事業、支店代理店化が進められると考えますが、そうなれば農協の信用、共済部門等の職員の整理や解雇につながってしまうおそれも考えられ、地域の影響が少なくないと思いますが、どのような認識を持っておられるのかお聞きします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 本件につきましても、農協のことをございますので、また不透明なところございますので、私からお答えはできません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 国は農協改革という名の下で、農協解体をし、権限をなくして、銀行共済部門など、外資系企業に、要は多国籍企業がそこに行ってしまうという可能性があるんです。そうすると、日本の農協の金融保険、共済が多国籍企業から見ると、魅力的なマーケットになるんですけども、これでは日本の農業は崩壊すると思いますけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 私から申し上げることはできませんので、よろしくお願ひします。

○9番（東郷正明君） 農協改革では、農家以外の準組合員のJA利用規制もされようとしています。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 申しわけございません。本件につきましても、農協のことをございますので、コメントはできません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） J Aは住民の生活基盤としての役割を果たしていますが、利用規制がされれば、農村の過疎化がさらに住みづらい地域が増えて、町の中心には人が集まるが、農村がさらに過疎化して人口も減少して、そうなれば基地も増えることになると思うんです。この土地が外資系の企業に持っていかれるのでなしに、日本の農家の人がかっちり農業を守っていかれるように、やっぱりしていくべきなんですけども、国の施策としてもいろいろやってくるんですけども、市としては国の言いなりになるのではなく、農家の人の声をきっちり国に届け、しっかり農業が守られるように、今後、働きかけもよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（坂口哲哉君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日3月9日は、午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時08分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年3月8日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 山本剛

署名議員 鈴木市朗